

勢力圏外交秩序の溶解

——新四国借款団設立交渉（一九一九—一九二〇）と中国をめぐる列強間関係の変容

中 谷 直 司

目 次

はじめに

一、アメリカの政策

1. 新借款団設立提議
2. 新借款団構想の形成
3. 対日協調論から対日強硬論へ

二、満蒙除外の決定

1. 日本政府の方針
2. 「外務省方針案」の形成
3. 概括除外案の決定

三、対日圧力の増大

1. イギリスの〈変節〉
2. 満蒙除外から満蒙留保へ——伊東巳代治の挫折
3. 概括「留保」要求の修正
4. 三国借款団設立構想の挫折

四、日米直接交渉

1. アメリカの方針変化
2. ラモントの訪日と日本の「フォーミュラ」
3. 決着

結 論

はじめに

一九一五年の二十一ヶ条要求以来、中国問題をめぐって対立を深めていた日米は、大戦後のパリ講和会議（一九一九年）において、中国・山東半島のドイツ権益の処分方法をめぐって激しく対立する。その無条件譲渡を講和条約に明記するように要求する日本全権に対して、「新外交」を掲げるアメリカのウィルソン（Woodrow Wilson）大統領は中国への直接返還、もしくは連合国による国際共同管理を主張し、交渉は紛糾を重ねた。結局、国際連盟の成立を優先したウィルソンが屈し、日本の要求が全面的に認められる。

ただし、日本の次席全権であった牧野伸顕は、それと引き替えの形で、山東の中国への還附条件を、本国政府の方針を大幅に緩和する形で公に声明し、またウィルソンの中国政策構想への積極的な賛意をたびたび表明した。山東問題でのウィルソンの対日（讓歩）は、こうした牧野の言動を評価し、日本を含めた連盟下での大國間協調によって、「今後列強ノ対支政策ヲ一般的ニ革新」するための（政治的決断）であった。日本の協力なくしては、自身の中国政策構想の実現はおぼつかなく、また中国に対する「不正義」に責任がある列強は、日本に限らなかつたからである。

以上の牧野の「新外交呼応策」は、伝統的な（列強協調主義）から（対米協調主義）への政策構想の変容が進みつつあつた外務省の独自指令に基づいて行われたが、事実上の意思決定機関であつた臨時外交調査委員会（以下外交調査会）の承認を受けたものではなかつた。このため、同会を牛耳っていた伊東巳代治などは、激しい全権批判を展開する。だが、原敬首相と外務省は、牧野を強力に擁護し、大戦後の日本外交の政策（転換）はようやく軌道にのるのである。¹

しかし、パリ講和会議での牧野ら全権と、それを支持した外務省や原の努力は、日米関係の安定と山東問題の最終的解決には、ただちには結びつかなかつた。アメリカにおけるウィルソン構想の敗退のためである。アメリカ代表団の中

で、牧野の「新外交」への呼応を直接聞いたのは、皮肉なことに「秘密外交」の廃止を主唱していたウイルソン大統領ただ独りであり、ランシング (Robert Lansing) 以下の代表団と、本国の國務省関係者や任地にいた外交官は、牧野声明を別にすれば、ただ日本の要求通りに記述された講和条約のみを目の当たりにしたに過ぎない。加えて、ウイルソンの譲歩の背後に素人のハウス大佐 (“Colonel” Edward M. House) がいたという代表団内で広く信じられていた《誤解》が、交渉過程から排除された彼らの怒りを一層に強めた。このため國務省首脳や極東専門家の間では、生起しつつあった日本の政策転換の事実はほとんど認識されず、それどころかその対日姿勢は講和会議前と比べてもさらに悪化してしまつた。

ウイルソンのリーダーシップが急激に低下したため、講和条約調印以後の東アジア政策は國務省が主導することになるが、以上の事情のため、その政策目標は、大戦中から変わらず継続しているはずの日本の大陸拡張政策を、アメリカの行動によって抑制することに置かれる。ウイルソンの対日《譲歩》で決定的になつた、政權発足以来の対中外交の不作為(後述)から脱却し、アメリカに対する中国世論の深い失望感を払拭するためである。大戦中は、必ずしも忠実なウイルソン主義の支持者とはいえなかつたランシングや國務省の東アジア政策の担当者たちは、パリ講和会議とアメリカ国内政治での、ウイルソンの《敗北》あるいは《変節》を目の当たりにして、東アジア国際政治への「新外交」原則の適用を——いわば大戦中の日本を対象に——ウイルソンに代わつてふたたび試みるのである。

この國務省による《対日復讐戦》の主たる舞台となつたのが、山東問題が《妥結》した直後に、おなじくパリで本格的にスタートする新対華国際借款団の設立交渉であつた。周知のように中国を対象とした国際借款団自体は従来から存在はしていた。しかし、各国への設立提議にあつてアメリカ政府と銀行団は、それまでの行政借款に加えて、新たに、各国の勢力範囲を根底から支えていた鉄道事業を含む実業借款も、その対象とすべきことを主張したのである。日本の

勢力扶植の隠れ蓑として実業借款が使われたためである(西原借款交渉)。しかもアメリカ政府と銀行団は、この新たな条件の適用地域に一切の例外を設けようとしなかった。つまり、「新外交」呼応論を主張するにあたって、外務省政務局第一課長の小村欣一が勢力範囲撤廃の対象から除外することを樂觀視していた満蒙が、アメリカの新たな「新外交」攻勢の標的となったのである。ウイルソン構想の敗退に加えて、この日本の「新外交」呼応策のアキレス踵の顕在化が、パリ講和会議後の日米関係の安定化にとつての最大の障害であった。日本政府は、「満蒙特殊權益論」を盾に、滿蒙地域の「概括除外」(滿蒙全体の借款団の共同範囲からの除外)を主張し、アメリカ政府と真つ向から対立する。

周知のように、國際借款団の設立と運用は、建前としては各国を代表する銀行団の役割とされたために、主たる交渉は「國際金融家」とよばれる日米英仏の著名な銀行家によつて行われた。酒井一臣の刺激的な研究が明らかにしているように、彼らは国籍や人種、ひいては東西の〈文明〉をこえて、イギリス金融界のエリート層の価値観を基準とするマナーやルール(「文明國標準」)を共有し、正式の外交官や政府の政策決定者と比べれば、各政府の特にイデオロギー(「新外交」や「満蒙特殊權益論」)から比較的自由に問題の妥協点を追求した。このため酒井は、國際金融家による新借款団設立交渉は、大戦前の國際「旧秩序」への復帰を目指したものであったと評価する⁴。

國際金融家の重要性に最も早くから着目し、新借款団の設立を「ワシントン体制の經濟的部分」と高く評価して、アメリカの銀行家の役割を重視する三谷太一郎にしても、新四國借款団の性質を「中国に対する現状維持的」なものとして結論する点では、酒井と共通している。三谷は、「政治の論理」にこだわる國務省ではなく、「經濟の論理」を優先するモルガン商会(J. P. Morgan)のラモント(Thomas W. Lamont)が交渉のイニシアティブをとったことが、滿蒙問題の一応の「解決」を可能にしたことを強調する。

アメリカ銀行団の代表として東京に赴いたラモントは、日本の「満蒙特殊權益論」を公に認めはしなかったが、投資

対象としての満蒙の価値を消極的に評価することで、日本への挑戦の可能性を事実上否定し、その優先権に「暗黙の承認」を与えることができた。一方、ラモントのカウンターパートとして交渉にあたった井上準之助日本銀行総裁は、満蒙へのアメリカ資本の導入（日米経済提携）によって、「満蒙問題」を処理することを構想しており、ラモントの要請に応えるように、日本政府の態度緩和に奔走したのである。⁵⁾ 両者の交渉の結果、日米銀行団のあいだで往復書簡が交わされる（一九二〇年五月一日）。日本側代表の梶原仲治横浜正金銀行頭取は、日本銀行団が他の銀行団と同様の条件で（つまり満蒙に対する包括的な留保をせずに）新借款団に参加することを表明し、それに対してラモントは新借款団の共同範囲から除外される日本の諸權益（南満州の鉄道予定線など）を列挙して応えたのである。

以上の国際金融家に注目する観点から評価すれば、大戦後の日米関係の改善と安定は、酒井がいうロンドン（シティ）を基準とする「文明国標準」にせよ、三谷が重視するニューヨーク（ウォール・ストリート）の「経済の論理」にせよ、なんらかの「共通の価値体系」に基づく（経済合理性）によってもたらされたということになる。

新四国借款団の設立交渉において国際金融家たちが重要な役割を果たしたのは間違いない。⁶⁾ しかし、大戦後の国務省の東アジア政策を実質的に取り仕切っていたロング（Breckinridge Long）第三国務次官は、交渉妥結直前の一九二〇年三月三〇日、「今回のことは、ほとんどわたしの仕事である」と日記に記している。ロングによれば、新四国借款団は「私の独創的な構想であり、わたしの創作物」であった。日本との最終的な妥結をもたらしそうなラモントの東京訪問も、「最後の一押し」ではあったが、東京には「私の発案で赴いており、「ラモントは」私が起草しモリス〔Roland S. Morris駐日大使〕に送られた指示の下で行動した」のである。⁷⁾

もちろん、このロングの〈自画自賛〉は、自己顕彰として割り引いて読まれる必要はあるう。しかし、少なくとも、〈対日復讐戦〉に燃えていたはずの国務省のこの政策責任者は、新借款団交渉の妥結を、自己の功績として誇るにたとえ考

えたのである。それは、三谷がいうように、ラモントによって主導された「滿蒙問題を政治問題としてではなく、経済問題として処理しようとする方式を受け入れ」た結果⁸⁾だったのであるか。おそらく、そうではあるまい。国務省の少なくとも首脳陣は、「政治の論理」から考えても、新四国借款団交渉によって、今後のアメリカの東アジア政策につながる満足すべき結果が得られたと判断し、ラモントによる新たな日米（妥結）にゴーサインを出したのである。

では、その満足すべき政治的な結果とは何であつたのか。この点を明らかにするためには、滿蒙問題をめぐる国際金融家間の交渉を検証するだけでは不十分である。新四国借款団設立交渉は、「ワシントン体制の経済的部分」を先取りしただけでなく、ワシントン体制下での中国をめぐる（つまり滿蒙にとどまらない）国際政治にとつても重要な意義をもつていたからである。そして、こうした政治的重要性は、程度の差はあつたものの、特に日米の外交当局者に強く意識されていた。新借款団交渉を通じて日米は、ワシントン体制を準備する新たな東アジア政策の枠組みを構築することになるのである。それはつまり、時系列的に見れば、日本外務省で生起しつつあつた政策構想の転換に続いて、アメリカの外交政策の担当者たちも、二一ヶ条要求に代表される日本の大陸擴張政策への対抗や融和を主眼とした戦時外交の枠組みから徐々に脱却し、ワシントン体制につながる大戦後外交へと移行していったことを意味する。そして、この新借款団設立交渉を通じて、長らく東アジア・太平洋地域の国際関係を規定してきた勢力圏外交秩序は、最終的な溶解を始めるのである。⁹⁾ロンゲが自賛したのは、この成果にほかならない。

一、アメリカの政策

1. 新借款団設立提議

一九一八年一〇月八日、ランシング國務長官は对中国借款問題に関する公文と覚書を日英仏の各駐米大使に手交し、アメリカ政府の方針が、現在の借款団（旧借款団）とは別個に新借款団を組織することであり、その共同事業範囲には従来は対象外であつた実業借款を包含する意向であることを明確にした。¹⁰⁾すでに同年の七月はじめにアメリカ政府は、一九一三年の旧借款団脱退以来、解散状態にあつたアメリカ銀行団を再結成して、国際借款団の枠組みの中で対中借款を再開する意向を各国政府に通知してゐた。この七月の通知は、アメリカ政府とモルガンなどの有力アメリカ銀行が合意した内容を確認するために、両者が取り交わした往復書簡の文面をそのまま送付したものである。その中で銀行側は、

①実際に資金提供能力を有する日米共同をはじめとした「国際的協同」によつて対華借款を実施するために、「英、仏、日、米四国政府ノ夫々承認スル財業団ニヨリ四国団」を組織すること、②この「四国団」に参加するにあつて各銀行は、現在保有する借款優先権を中国もしくは各国の銀行団に「放棄」し、各参加銀行の対華借款は「四国団ノ事業」として行われるべきこと、③アメリカ国内での募債にあつて、公債の発行が「政府ノ提唱」によることを世論に明示することをアメリカ政府に求めていたが、③を除いてその表現はかなり曖昧であつた。¹¹⁾日本を初めとした各国政府は、新聞報道や駐米大使館などの報告とこれまでのアメリカの外交姿勢から、①が新たな国際借款団の結成を、②が実業借款の共同事業化を意味することをほぼ予測しながらも、その通りなら、対華借款政策はもちろんのこと中国政策全体の大幅な見直しを迫られることもあつて、すぐに諾否を回答せず、具体的な意味内容を明らかにするようにアメリカ政府に求めていたのである。¹²⁾

特に②にいう優先権の放棄（譲渡）については、中国における勢力範囲システムや列強の経済活動に与える影響が懸念されたため、強い注目を引いた。幣原外務次官は、アメリカ國務省の新極東部長に内定していたミラー（Ransford S. Miller）が外務省を訪問した際、アメリカ側の見解を厳しく質している。優先権の放棄が旧借款団の改革借款（行政借款）だけに止まらず、「国家ガ条約上有スル……優先権ヲ意義」するのであれば、「畢竟勢力範囲撤廃ノ第一歩ト見ルノ外ナク」、あるいは各国の私企業が「各種借款ニ附帯シテ有スル優先権」を意味するのであれば「官権ヲ以テ私人ノ権利利益ヲ圧迫スル」ものとなるからである。幣原によれば、問題を複雑化しないためには、アメリカ銀行団が旧借款団の「勧誘ニ応ジ、單純ニ現借款團ニ復帰スルコト然ルベシ」であった。¹³

イギリス側も、本多熊太郎駐スイス公使（当時、講和会議随員）からの問い合わせに対して、ラングレー（Walter Louis Frederick Langley）極東部長（次官補）が、もし「鉄道其ノ外ノ実業借款」が共同範囲に含まれるのであれば、すべての資本家を銀行団に加入させるほかないため、事実上不可能であり、「英国政府ハ同意ヲ不可能トス」と不満を露わにしていた。さらに本多が、アメリカ政府の本来の意図がどうであれ、実業借款の包含は「列強ノ特殊利益範囲ヲ撤廃スルノ結果」ともなり、「重大ナル政治上ノ結果ヲ来ス」と指摘すると、ラングレーも完全に同意したという。¹⁴

後述するようにアメリカの国際借款団への（復帰）は、イギリスを主唱者として旧借款団構成国が前年の一九一七年から公式に要請してきたことではあった。しかしウィルソン政権は、一九一三年の旧借款団からの脱退以来、道義的なアピールや主義主張の表明を除いては、具体的なコミットメントを避けてきた中国をめぐる列強間政治への復帰にあたって、旧借款団が中国の権利を侵害しているとの脱退時の主張を変えることはなく、旧来のものとは異なる枠組みを採用することを強く促したのである。特に実業借款の共同事業化は、各列強の勢力範囲の基盤であった鉄道を中心とする投資優先権に多大な影響を及ぼす可能性があった。互いの思惑が完全に一致していたとは言えないものの、アメリカの

列強協調主義への回帰を期待して、旧借款団への復帰を働きかけてきた日英にとって、実際のアメリカの回答は望んでいたものとはかなり異なっていたのである。

以上のように、アメリカの新借款団構想は、一九一八年の提議時から、東アジアにおける勢力圏外交秩序に大きな変更を迫りかねない要素を色濃く含んでおり、日英の外交当局者もそのことを強く懸念していた。事実、中国における勢力圏システムの解消は、最終的な目標としては、国務省首脳や極東専門家によって明確に意識されていた。ただし、この時点でのアメリカの提案は、大戦中の経済力の著しい増大と、参戦による国際的威信の高まりに裏打ちされた積極的なものではなく、実際にはアメリカの中国政策の「不調」に対する国務省関係者の強い危機感と焦りがより強く反映されたものだったのである。

2. 新借款団構想の形成

一九一三年の脱退以来、国務省を中心にアメリカ銀行団の再結成は幾度か検討されてはきたものの、新借款団設立につながる具体的な動きが見られ出すのは一九一七年頃からである。このような動きは旧借款団側からのアプローチによってまずはもたらされた。一つは、イギリスのイニシアティブによって一九一七年二月に行われた、旧借款団からアメリカへの復帰要請である。当時、借款団を構成していたのは英仏独日露の各銀行団だったが、第一次世界大戦の勃発によりドイツは事実上の除名状態であり、英仏露も総力戦のために中国に投資する余力はほぼ皆無であった。つまり、実際に債券引き受け能力を持つのは日本銀行団（横浜正金銀行）のみとなっていた。このため、すでに一九一六年四月にイギリス政府は、アメリカ銀行団の復帰を要請することを日本政府に提案している。イギリス側はその目的を、アメリカ資本との競争回避と借款団の投資能力強化にあると日本側に説明していたが、日本一国による行政借款の独占を牽制

する狙いがあったのはほぼ間違いない。¹⁵⁾

旧借款団による復帰要請に加えて、当の日本自身の対米接近も国務省にとって重要な契機となった。二一ヶ条要求以来、中国問題をめぐってアメリカと激しく対立し、イギリスの提案にも当初は難色を示した日本であったが、一九一六年一〇月に発足した寺内内閣は、翌年一月には中国での日米経済提携に舵を切り、イギリスの提案にも同意するに至る。この寺内内閣の方針転換には、内閣発足直後のシカゴ銀行による借款契約の成立（煙酒税を担保とする五〇〇万ドル＝一〇〇〇万円）が大きく影響していた。特にその契約内容に、二五〇〇万ドルもの巨額の追加借款優先権が含まれていたのは衝撃であった。このため、アメリカ資本の中国進出に真つ向から対抗するのではなく、日米の経済提携によってその勢いを抑制しようとしたのである。ひいては日本の中国経営にアメリカ資本を利用することへの期待感もあった。このため、石井菊次郎特使の後を追うように目賀田種太郎を団長とする訪米経済使節団も日本政府によって派遣された。¹⁶⁾

以上のように、旧借款団からの復帰要請にせよ、日本からの日米経済提携の打診にせよ、その背景には、大戦によって飛躍的に存在感を増していたアメリカの経済力への強い注目があつた。もつとも、アメリカ国務省の政策文書や、ラインシュ (Paul S. Reinsch) 駐華公使の報告などを見ると、日英だけでなく、アメリカ側でも中国情勢の展開に焦慮を強めていたことが分かる。

一九一三年に、旧借款団を強く道徳的に非難し、電撃的に脱退したアメリカであつたが、外交においても、アメリカ企業の活動においても、中国政策の成果は芳しいものとはとても言えなかつたからである。日本の二一ヶ条要求に対して、ウイルソン政権は「不承認」主義で応えたものの、条約締結を阻止することはできず、その後の日本の政治的な影響力増大は否定しようもなかつた。一九一七年の中国の参戦時にも、アメリカはその切っ掛けを作りながら、具体的な

支援を約束できず、第二次交通銀行借款を提供した日本の後塵を拝している¹⁷。アメリカ単独の経済進出でも、先ほどのシカゴ銀行の借款契約と、一九一六年五月のAICによる山東省の運河改修事業の獲得という成果はあったものの、旧借款団諸国が恐れたような大規模な経済進出とはとても言えない状態であった¹⁸。

このアメリカの中国政策の〈不調〉には、ウイルソンの外交的な関心・努力がもつばらヨーロッパ問題に向けられていたことに加えて、トラストに批判的なウイルソンの方針の下、國務省を初めとした連邦政府機関が自国企業に積極的な保護をほとんど与えなかったことが少なからず影響していた¹⁹。このため、ランシングや國務省の極東政策の担当者、そして特にラインシユ駐華公使は、アメリカのコントロールが効かない旧借款団内で、独り日本の影響力が増していくのを強い焦りをもって眺めていた²⁰。特に一九一六年九月に中国政府が従来の改革借款に代えて一千万ポンド（二億円）の幣制改革借款の供与を旧借款団に要請したことは、アメリカ側の懸念をさらに強めた。中国の貨幣・金融システムが、日本の実質的な支配下に入りかねないと憂慮されたためである。実際に日本政府は、場合によっては資金をほぼ一国で負担する見返りとして、日本人（阪谷芳郎）を中国政府の幣制改革顧問に任命するように要求し、最終的に他の関係国の同意をほぼ取りつけていた²¹。

以上の中国政策の〈不調〉と旧借款団側からのアプローチを受けて、國務省は、ランシング國務長官の主導下、アメリカ銀行団の再結成の検討を始め、一九一七年一月にはウイルソン大統領からも原則的な支持を獲得した²²。同時に英仏両政府に対しては幣制改革借款への参加のためにアメリカ銀行団の結成を検討中であることを通知するとともに、近期中に日本が単独で行うとされていた同借款の前貸し（二〇〇万ポンド）への英仏銀行団の参加を強く求めている。ラインシユが日本単独での実施は、中国の財政上の独立を制限すると注意してきたためである²³。

さらに同年二月には、①参戦支援と湖広鉄道建設のためにアメリカ政府が中国政府に五〇〇〇万ドルを貸与し、②

幣制改革にも、旧借款団と共同してアメリカからも一億ドルを拠出する、との基本方針が國務省内でまとめられた。²⁴ 湖広鉄道とは、湖北省湖南省―広東省を貫徹する鉄道で、完成すれば中国の南北を結びつける大幹線となるはずであった。²⁵ アメリカの資金供与によってこの極めて重要な鉄道が完成をみれば、これまでの中国政策の不作為によるアメリカの威信の低下を一気に挽回できると同時に、英仏を中心とした列強の勢力範囲を開放させることにもつながるといのがラインシュの持論であつて、一九一八年の初め頃には、主だった國務省関係者もこの見解を支持するに到つていた。²⁶ 第三國務次官のロングは、湖広鉄道の完成は「世界でも最大規模の鉄道システムをアメリカが掌握することになり、政治的權威〔勢力範囲〕から切り離された広大な産業・商業活動の場が確立されることになろう」と強い期待感を表明している。²⁷

ただし、日本の政治指導者が恐れた巨大なアメリカの金融力は、一九一七年四月の参戦以降、ヨーロッパの連合国への貸し付けに巨額の資金が投入されたために、それほど余裕があるものではなかった。また、アメリカの金融界を取り仕切つていたモルガン商會を筆頭とする東部資本家は、もともと政情が不安定な中国への投資にそれほど熱心ではなかつた上に、元來つながりが深いイギリスなどへの金融斡旋業務に注力していた。さらに、再結成されるであろうアメリカ銀行団内での主導権をめぐつて、モルガンら東部資本家と、國務省が推す中西部のシカゴ銀行などとの間には緊張関係が存在した。

こうした事情から、最大の障害であつたはずのウィルソンの支持は得た國務省であつたが、今度は海外投資を管轄している財務省の抵抗に直面する。アメリカや連合国の戦費をまかなう自由公債（Liberty Bond）と競合する債権の発行は望ましくないというのがその理由であつた。²⁸ もつとも、こうした財務省の極めて慎重な姿勢には、自由公債の発行で重要な役割を果たしていたモルガンらの意向も影響していたと思われる。²⁹ なお財務省は、政府資金の投入についても、

法的根拠がないと極めて否定的であった。⁽³⁰⁾ ウイルソン政権と東部資本家の関係は、自由公債キャンペーンの成功が示すように、この頃にはずいぶんと改善しつつあったが、対中国投資における協力関係とまではいまだ言えない状態にあり、加えて戦時体制により権限と存在感を増していた連邦政府の他省庁も、対外政策における國務省のイニシアティブを制限していたのである。⁽³¹⁾ 必ずしも中国に投資する余力がアメリカに全く無かつたわけではないが、そのために必要な国内的な条件を整備することは、当時の國務省にとって困難な課題であった。⁽³²⁾

参戦問題や大戦後の戦債問題を見れば分かるように、当時のアメリカは、その増大する経済的なパワーを、実際の外交政策にスムーズに転換するための国家的なコンセンサスと意思決定の仕組みを欠いていた。特にその影響は、大戦の影に隠れがちの極東問題で顕著であった。このため、一九一八年当時の國務省の政策構想は、日本の中国政策に真っ向から対立するものとはならなかった。一九一七年一月に石井・ランシング協定を結んだばかりのランシングは、年明けのレッドフィールド (William C. Redfield) 商務長官への書簡の中で、「他の列強が〔中国での〕競争から退場してしまつた状況で、日本と〔アメリカが〕競争するのは望ましくなく、われわれは今、可能な範囲で日本と共同して」いると國務省の対日態度に理解を求めている。もちろん日本との協調は、ウイルソン政権の外交原則から言つて望ましいものではなかったが、「中国を日本にとつて平穩無事しておくよりはマシとの、まことに實際的な理由」から、國務省はこうした政策態度を採用していた。⁽³³⁾

ランシングの指導下、國務省の極東政策を取り仕切っていたロングも、日米の経済提携の可否をたずねたストラウス (Albert Strauss) 財務省特別顧問に対して、日本の侵略行為に手を貸していると中国に誤解されるようなことは「絶対に避けねばならない」と断りながらも、「ヨーロッパ情勢と、その結果としての国内の状況から我々は日本と競争できない状態にはなく、中国における財政事業に関して日本と共同することがより簡単で便宜的である」と日本との協調の

必要性を認めている。ニューヨークの銀行家であったストラウスは、前年に遣米経済使節団の長として訪米した目賀田と数度にわたり会談し、幣制改革借款へのアメリカの参加を勧誘されていた。³⁴⁾

もちろん、アメリカ長年の宿願である、勢力範囲システムの解消が完全に放棄されたわけではない。しかしその方法としてロングは、まず湖広鉄道の建設費用などを「融通」する見返りとして、イギリスとフランスに『「勢力範囲」に関する主張を撤回する」ことを勧誘し、それに成功すれば、「日本だけが勢力範囲の主張者として残ることとなり、恐らく他国〔英仏〕の先例に倣おうとするのではないか」と期待していた。つまり、勢力伸長の著しい日本と正面から対決するのではなく、大戦による疲弊と日本の攻撃的な中国政策で勢力圏の維持に汲々としている英仏にまず圧力をかけることによつて、日本の行動変化を促そうと考えていたのである。この考えを述べたウィルソン宛の書簡のなかでもロングは、「我々は〔中国への投資をめぐつて〕日本と競争する位置にはなく、中国の産業分野を完全に日本資本による開発あるいは搾取に任せておくよりは、いくつかの事業で日本と共同することが妥当に思える」ことを主張している。³⁵⁾

一九一八年初めの時点でのランシングやロングの関心は、まずは日本を初めとした列強との協調を通じて中国問題への具体的・実質的な関与を（回復）することで、中国の経済・金融制度に対して日本が支配的な地位を確立することを防止することと、東アジア国際政治でのアメリカの影響力を確保することにあつたのである。

3. 対日協調論から対日強硬論へ

以上の国務省首脳（対日融和的）な姿勢は、一九一八年半ばに西原借款交渉が大きく進展しても、基本的には変化しなかった。もちろん、ラインシユの（いささか誇張や誤解を含んだ）報告は国務省の焦慮をさらに強めはした。特に日本が煙酒税を担保とする借款を北京政府と交渉中との情報は、危機感をもつて迎えられた。同じく煙酒税を担保とす

る借款をシカゴ銀行が行っており（一九一六年）、日本資本による同様の借款契約の締結によって、同行の権利が清算されるのが危惧されたのである。旧借款団から脱退していたアメリカにとって、湖広鉄道を別にすれば、シカゴ銀行の特に巨額の優先権は、中国で日本の投資攻勢に対抗するための唯一の頼みの綱であった。

加えて、西原が中国の「煙酒公売制度」を「専売制度」に改めることを企図していたことも懸念材料であった。当時、アメリカ系企業の the British-American Tobacco Company が中国のタバコ市場でビジネスを急速に拡大していたからである。⁽³⁶⁾ このためランシングはシカゴ銀行に掛け合い、期限切れまであと数ヶ月に迫っていた優先権行使の判断を——銀行団による共同実施も含めて——国務省に任せる意向を確認している。そして、一九一八年六月二〇日、シカゴ銀行の優先権行使を念頭に、極東に関心を持つ主要銀行および財務省と、新たなアメリカ銀行団の詳細について協議する許可をウィルソンに求めたのである。⁽³⁷⁾ この時期、財務省も大戦の資金需要の緩和によってその態度を軟化させ、民間銀行による借款供与に関しては国務省に同意するに到っていた。

日本による中国投資攻勢の進展とアメリカ国内の情勢変化によって、国務省にとってアメリカ銀行団の再結成は現実味を帯びつつあった。ランシングは、「この問題が取り上げられた時（一九一七年）とは状況は変化しており（一九一三年に）アメリカ銀行団が国際借款団から脱退した頃とは完全に異なっている」と、ウィルソンに決断を促している。

ただし、ランシングが早期のアメリカ銀行団の再結成をウィルソンに強く主張した最大の理由は、幣制改革借款における日本との〈共同〉を可能にするためであった。一九一六年九月の要請以来、旧借款団と北京政府のあいだで同借款の交渉が行われていたが、国務省内では数ヶ月以内に正式契約が行われると考えられていた。総額は「一億から二億（ドル？）のあいだ」とすこぶる巨額であり、英仏の実質的な参加が絶望的なこともあって、このままでは中国の金融システムが日本の管理下に置かれることは必定に思えた。このためランシングは、幣制改革問題で「日本と協調すること」

をアメリカの銀行に許可すべきだとウイルソンに訴えたのである。中国の大戦参加を誘導しながら、具体的な援助を行ってこなかった「この国(アメリカ)に対して、いささか中国人は憤慨している」と、不満足な形であっても、道徳的なアピールだけにとどまらないアクションを起こす必要性を、ウイルソンに強調している。

実際には、幣制改革借款の日中交渉はランシングが憂慮したほどには進展はしていなかった。³⁹⁾皮肉にも、アメリカの外交当局者による西原借款交渉の過大評価が、彼らに列強協調、特に日本との協力関係の構築を急がせる結果につながったのである。ウイルソンは、無節操な列強との協調を牽制するためであろう、「旧借款団が企図していたような非良心的な取り決めから中国を守るために」との文言を用いて、ランシングの要請を認めている。⁴⁰⁾

こうした〈列強協調〉色は、ニューヨークで開催された銀行家・國務省・財務省の三者会合によって一層強められた。この会合でモルガン商会ら主要銀行の代表者は、政府の要請にに応じて、協力する意向を表明し、國務省と財務省の代表者(ウイリアムズ極東部長とストラウス)の同意を得た上で、以下の二つの「必須の原則」(fundamentals)について政府(つまりウイルソン)の同意を求めた。

第一点目は、「戦争によってもたらされたアメリカの国際関係の変化」をしつかりと認識し、債権者の権利を確実に保護することである。一九一三年にウイルソンが、旧借款団に参加しているアメリカ銀行団への支援を一方的に打ち切り、脱退を余儀なくされた苦い教訓が多分に伺える。第二に、十分な額をアメリカ市場で確保するために、この募債が「政府の意向によって行われていることを政府が公に宣言する」ことであった。

特に第一点目については、銀行側がいくつかの細かい注文をつけているが、最も強調されたことは、アメリカ資本による本格的な中国投資の再開が国際的な軋轢を生まないように、政府が列強協調の枠組みをしつかりと確立することであった。このため銀行側は、「中国借款における日米協調」はもちろんのこと、実際には投資余力がない英仏の銀行団も、

全く同等のメンバーシップで参加すべきことを主張している。くわえて銀行団間の無用の競争を防止するために、参加銀行が保有する「すべての〔投資〕優先権を〔新〕借款団に譲渡することが必要」であった。⁴¹ もっとも、優先権の放棄に関しては、先に見たように、勢力範囲の解消にとってはむしろ好都合であり、国務省の方針とも合致していた。ウイルソンがもつぱら気にしたのも、モルガンらウォール・ストリートが銀行団を壟断することであり、銀行側が「すべての措置と協定」を——特に銀行団のメンバー構成について——政府に通知することを条件に、その提案を認めるようにランシングに指示している。⁴²

以上のように、一九一八年七月にアメリカ政府が日英仏の各政府に対して、新借款団の結成を提議したとき、それを主導したランシングやロングラ国務省首脳の構想は、大戦中の日米対立のイメージから考えれば、意外なほど日本との〔協調〕を意識したものであった。駐華公使として日本の中国政策を強く非難していたラインシュでさえ、一九一八年八月末のウイルソン宛の書簡の中で「我々の同盟国 our Allies——特に日本——から、提案した協定〔新借款団の結成〕について好ましい回答を得ることは、最大の重要性を持つ」ことを認めている。⁴³

こうした国務省の対日協調姿勢は、シベリア出兵によって動揺し、パリ講和会議の日米「妥結」によって大幅に後退する。新借款団構想の形成時に、日本との協調を正当化するためにランシングやロングが掲げた理由は、①中国の経済的支配を進める日本の侵略政策を抑制することと、②一九一三年以来の中国政策の不作為によるアメリカの威信の低下を、具体的なアクションで払拭することの重要性、③そして最後に、勢力範囲システムの解消の三つであった。⁴⁴ この点に関しては、ウイルソンも同様であったと言える。特に①の日本の中国政策の進展と、②のアメリカの不作為が合わさって、中国人の対米不信感が高まっているとの認識は重要であった。東アジア初の共和国である中国の擁護者⁴⁵ というアメリカの自己イメージが否定されかねなかったからである。ロングは、先述のストラウスとの会談において、「こ

れまでのように)いま中国を放棄しておくことは……〔特に〕未来の中国がもつ可能性から、政治的に賢明とはいえない〕ことを日本との協調の根拠にあげている。新借款団への参加を通じて、日本が大戦中の大陸政策の成果を放棄せざるを得なくなることを期待していたのである。⁴⁵⁾

自由公債のキャンペーンの最中に幣制改革借款への参加を説いたランシングも、こうした政策が「金融的、経済的理由」からは不都合なことを率直に認めながら、「政治的観点から見れば最も望ましい」ことを主張している。⁴⁶⁾ ラインシユが最も強く本国に求めていたのも、言葉ではなく、アメリカ政府の具体的な行動であった。つまり、対華借款事業における日米協調は、大戦中という限られた条件の中で、以上の三つの政策目標を少しでも達成するために国務省内で許容されていた政策構想だったのである。

しかし、国務省の政策担当者にとって、山東問題でのウイルソンの対日〈妥結〉は、この三つの政策目標のいずれにとつても無意味であり、それどころか状況をより悪化させた。山東鉄道の日中合弁を阻止できなかった合意内容は、事実上ドイツの勢力範囲の継承を日本に認めたものと評価され、また五・四運動に見られるように、アメリカの政策はまたもや(しかも最悪の形で)中国世論を裏切る形となったからである。ラインシユやウィリアムズといった極東専門家だけでなく、大戦中にはウイルソンよりはるかに柔軟な政策態度を取っていたランシングやロングら国務省首脳が、パリ講和会議でのウイルソンの政治的決断を受容することが出来なかつた所以である。

このため、一九一九年五月から始まる新借款団設立交渉におけるアメリカ国務省の基本的な政策目標は、さきほど指摘したパリ講和会議前の三点と基本的には共通していた。つまり、一つは、大戦中に典型的に見られ、パリ講和会議で山東問題を引き起こすことにもなった日本の単独主義的な中国進出の抑制である。二つ目は、その山東問題のせいで大きく傷ついた、アメリカに対する中国の信頼感を回復することである。同時にそれは、連盟の成立を優先するために、

主唱者であるウイルソン自身によって犠牲にされた「新外交」の理想を、再びアメリカの東アジア政策に適用する試みでもあった。そして、三つ目は、日本の侵略政策のみならず、主要列強による勢力圏外交秩序自体の変革を軌道にのせることである。よって、その政策構想で最も大きく変化したのは、政策目標ではなく、政策手段としての國務省の対日姿勢であったろう。國務省は、滿蒙の留保を求める日本に対して極めて厳しい姿勢を取りつつ、以上の三つの目標を同時に追求するのである。もつとも、新借款団交渉が長期化するにつれて、これら三つの政策目標は相互に矛盾を来すようになり、國務省はその政策上の優先順位を明確化する必要に迫られる。そして、この政策判断は、パリ講和会議でウイルソンが直面した問題そのものであった。結果、國務省内で一旦は否定された政策手段としての対日「妥結」の可能性もまた、徐々に復活するのである。

二、滿蒙除外の決定

1. 日本政府の方針

一九一九年五月一二日、前日からパリで開かれていた日米英仏の四國銀行家會議で、「本國政府ノ承認」を条件として、新四國借款團の規約案が決議された（日本側の代表は横浜正金の巽孝之丞と小田切万寿之助⁴⁷⁾）。つまりアメリカ政府の提議を承認し、旧借款團とは別個に新団体を組織して、その事業範囲には従来の行政借款だけでなく政府関係の実業借款を加え、各銀行團の保有している優先権を新借款團に提供することが合意されたのである⁴⁸⁾。ただし、実業借款に関する権利の譲渡については、英仏政府の事前折衝の結果、「既ニ顯著ナル実行〔substantial progress〕ヲ經タルモノ」は除外されることとなった⁴⁹⁾。

以上の銀行家会議の決議内容が外務省にもたらされたのは五月一八日(規約案全文は二〇日)であったが、日本政府は二〇日には外務省案をもとに方針を閣議決定し、詳細条件についての確認事項とともに、パリに訓令している⁵⁰。原内閣は、実業借款の共同事業への包含が「政治上経済上頗る重要ナ關係ヲ有スル」ことを認めながら、この先アメリカの大資本が中国に投下されるのは「蓋シ免レ難キ大勢ノ趨勢ナル」ことを踏まえて、「日本トシテハ寧口進ンデ新借款團ニ加ハリ、対支投資ニ関スル日米ノ協同ヲ緊密ナラシメ、欧米ノ資本的勢力ヲ東洋ノ平和及彼我ノ公益ニ資スル方向ニ導ク」ために、アメリカ政府の提議に賛同することを決定したのである。

この閣議決定で特に目を引くのは、実業借款の包含によって、列強の鉄道政策による中国の分割を防止するだけでなく、さらには新借款団を通じて「現在列国ノ關係アル広大ナル支那一般鉄道ニ対シテモ、我発言権ヲ獲得スルコト」が明確に主張されていることである。満蒙除外問題への悪影響を懸念して、「日本ヨリ進デスル申出」を行うのは得策ではないとされたものの、こうした主張は、勢力範囲の撤廃が日本にもたらす政治的・経済的利益を強調する小村・第一課の政策構想と発想が共通している。事実、後述するように、この閣議決定された外務省案の作成には政務局第一課が深く関わっていた。イギリスが実業借款の包含に賛成していたこともあろうが、山東問題よりも一層、中国における勢力圏システムに関わる問題でありながらも、小村・第一課の政策構想は正式に外務省案として閣議に提出され、承認されるまでに至っていたのである。

くわえて以上の閣議決定案には、除外を要求すべき日本の権益として、小村・第一課が一般的な(勢力範囲)とは異なる主張していた「満蒙」のみが挙げられており、山東省と福建省については何の言及もない。この点に関して外務省は、訓令とは別電で「我特殊關係アル山東、福建ニ関シ何ヲ留保ヲ為サザル」ことを明確にし、その理由として①アメリカ提案の趣旨に賛同することで、对中国投資での「日米ノ共同ヲ緊密ナラシメル」ことと、②日本の「開放的」政

策によつて、他列強にも同一の態度を取らせることで、「我対支全般ノ経済的活動〔を〕自由ナラシメル」ことが目的であることを、パリの代表団に説明している。⁵¹ 大戦中からの、小村・第一課の主張そのものであり、外務省内でその政策構想が広く浸透しつつあったことが強く伺えよう。

以上の閣議決定が説明された外交調査会（五月二十九日）でも、外務省案に目立った反対の声はあがらなかった。それどころか、パリ講和会議直前に牧野の「新外交」呼応論を激しく非難した伊東巳代治が、勢力範囲の「破壊」によつて、「却テ我帝国ハ其範囲内ニ手足ヲ伸バスコトヲ得テ、意外ノ利益ヲ取ムルコトヲ得」と、小村・第一課と同様の論法でもつて、賛成の意思を表明している。もつとも、以上の議論は、アメリカ案に対して、対象たる中国政府と「關係列国ガ悉ク肯諾」することを前提としたものだとして、勢力圏外交秩序の中での列強協調外交への強い未練を吐露している。伊東は、新借款団を通じてアメリカの投資攻勢を緩和し、あるいは中国の列強共同管理を阻止できるかどうか、外務省案は樂觀的すぎると不安感を隠さなかったが、彼にとつても結局は対米協調の必要性を認めざるを得なかった。ただし、実際のところ伊東は、伝統的な列強協調主義とは大きく異なる外務省の方針を決して快くは思つておらず、その対米態度が「不甲斐ナキ觀」があると嘆いたイギリスが「何等歟ノ条件ヲ提出シ」、最後の抵抗を試みることに期待していた。このため、外務省が除外対象にあげていかなかった山東鉄道の支線（濟順及び高徐線）についても除外を主張して、外務省は急遽パリに追加の指令を送っている。⁵²

しかし、訓令となつた閣議決定で、小村・第一課の政策構想が最も強く反映されていたのは、日米の最大の対立点となつた滿蒙の除外に関する項目であつたかもしれない。日本政府は「日本ハ滿蒙ニ対シ、地理上歴史上特殊ノ感情及利害關係ヲ有」し、かつ以上のことは「英米露仏諸國ノ数次承認シタル所」であるとして、同地域の共同範囲からの除外を認めさせるように、パリの日本代表に指示したのである。⁵³ 滿蒙における日本の「特殊權益」が、主に経済的利益を主

眼とした中国「本土」における勢力範囲とは根本的に異なっており、十分に除外を要求できるといえるのは、「新外交」呼応論を提唱した際の小村・第一課の主張であった。実際には、日英同盟や日露協約に典型的に見られるように、勢力圏外交秩序の一部として獲得・維持されてきた日本の満蒙権益であったが、アメリカの提案に積極的に賛同することを基調とした外務省案は、勢力圏外交とは異なる枠組みにもとづいて満蒙権益を維持する姿勢を明確にし、閣議・外交調査会もそれを承認したのである。

もつとも、外務省（つまり小村・第一課）が挙げた列強による「数次ノ承認」とは、実際にははなはだ心許なく、確固とした「承認」と呼べるものはほとんどなかった。条約や取り決めはかなり少なく、ロシアとの秘密協定と石井・ランシング協定、そして大戦中の日中間の条約（南満東蒙条約）を除けば、日本からの通知や一方的な意思表示である⁵⁴。しかもそのほとんどは、欧州「与国」が日本の戦時協力を最優先していた大戦中に行われていた。石井・ランシング協定にしても、大戦中の日本との協力を優先したランシングが、「特別な政治的利益」の承認ではないと念を押しした上で、地理的近接性に由来する一般的な「状態」として、中国の特に「日本ノ所領ニ接壤セル地方ニオイテ」、日本が「特殊ノ利益」を有していることを認めたものに過ぎない。

以上のように勢力圏外交からの脱却を前提としながら、外務省が満蒙権益の除外のために掲げた根拠は、実際には「承認」とは呼べない大戦中の妥協の産物か、大戦前の古典的な勢力圏外交の遺物であった。加藤陽子が、こうした外務省の姿勢を「根拠なき樂觀主義」と呼ぶのも至極当然であろう⁵⁵。事実、満蒙除外を求める日本の主張は、アメリカはおろか、イギリスからも、勢力範囲の解消を目指す新借款団の目的に反すると、強い批判を受ける。ただし、外務省が以上の訓令案を閣議に提出したのは、大戦中の小村・第一課の政策構想がそのまま反映されたためであり、満蒙の概括除外を求める他省庁や政治的有力者に配慮した「政府内政治」の結果であった。小村・第一課の「新外交」呼応論は、大戦

の終結による国際情勢の変化によって外務省内で支持を広げていくが、その政策転換の重要な根拠の一つであった、ヨーロッパ列強の勢力範囲と日本の満蒙權益を明確に區別する「満蒙特殊權益論」自体は、大戦の終結によって却って動揺していたのである。

2. 「外務省方針案」の形成

一九一八年七月にアメリカから提議を受けた際、新たな借款団の結成と実業借款の包含に難色を示した外務省であったが、その方針は大戦中から第一課が唱えていた「新外交」呼応論に近づいていく。特に実業借款の包含については、新借款団規約を決議した一九一九年五月のパリの銀行家会議までに、ほぼ積極姿勢で固まっていたと考えられる。

一九一八年八月には、積極的な賛成による列強の「鉄道政策ノ緩和」を主眼とする第一課の意見書が作成されているが、外務省としての方針が初めて明らかにされたのは、同年一月一六日に大蔵省と横浜正金銀行に送付された「外務省方針案」においてであった。⁽³⁶⁾その内容は、第一課の主張ほど積極的なものではなく、包含される実業借款の範囲がまだ明確でなかったこともあって、この時点では「新借款団ノ事業ハ矢張政治借款ニ限ル」と慎重な考えをまずは最初に主張している。

しかし、必ずしも消極姿勢一辺倒ではない。実業借款の包含に最も反対するであろうイギリスを通じて「米国政府ヲ動ス」ことが提案されてはいるものの、そのすぐあとには「日米關係ノ大局ニ顧ミ」、包含する実業借款を政府関係のものに限定することで「米国ノ主張ニ賛同スルモ一案タルベシ」との考えにも触れられているからである。さらに各国の鉄道投資に内容及ぶと、最初のトーンとは打って変わって「各国ノ鉄道政策ヲ緩和スルコトヲ得」るのであれば、「実業借款ノ併合ハ一概ニ排斥スルモ考物ナリ」との見解が披露されていた。第一課の主張と比べると、必ずしも論旨

明快とは言えない記述スタイルではあり、外務省内の対応策がまだ十分に固まっていなかったことを伺わせるが、省全体としての意見書にも、積極的な対米協調につながる記述が、すでに講和会議前から現れていた事実は興味深い。恐らく外務省首脳の不安全感を払拭するには、小村・第一課の主張と論理構成は万全とは思われなかったものの、かといって伝統的な列強協調主義のみで対処するには、大戦終結後のウイルソンの「新外交」攻勢は、外務省首脳にとっても強烈であったのだろう。

以上のように、アメリカ提議からしばらくのあいだは、アメリカ案への積極的な呼応を説く主張と、伝統的なイギリスを中心とした列強協調政策によつて問題の拡大を抑制しようとする意見とが、混在・拮抗し、明確な方針案を定められずにいた外務省であったが、パリ講和会議の進展とほぼ同時並行的にその政策態度はより積極的なものに傾いていく。その契機となったのが、在華英米人によつて盛んに唱えられ、北京政府内部の政策論争にまで発展した中国鉄道の国際管理問題である。

日本に対して、実業借款の包含に強い難色を示したイギリスであったが、実際の反応はやや複雑であった。まず旧借款団でイギリス銀行団を代表していた香港上海銀行は、実業借款の共同事業化にすこぶる乗り気であった。自身が統括するイギリス銀行団を通じて、実業借款でライバル関係にあるイギリス系企業の活動を管理あるいは排除できると期待したからである。

対して、アメリカの提議当初、イギリスの外務省が実業借款の包含に極めて消極的であったのには、勢力範囲問題だけでなく、イギリス企業の自由活動の確保や、香港上海銀行の独占に対する国内からの批判を回避したい思惑も強く作用していた。⁽⁶⁷⁾ さらにラインシユと同じく、日本の中国政策に直接さらされてきた駐華公使のジョーダン（John Jordan）は、本国の政策担当者とは異なり、日本と協力して勢力範囲システムを維持するよりは、アメリカと協同して

中国を国際管理下に置くことを構想し始めていた。特に重視されたのが、列強（米英仏日）協同管理による中国鉄道の統一である。資金のほとんどをアメリカに頼ることにはなるものの、日本の単独行動を抑止でき、また既得権益の多さと事業経験の豊富さから、中国鉄道の管理組織の中でイギリスは、重要な地位と権限を保持できると考えたのである。⁽⁸⁾

大本の提唱者が誰であったかは判然としないが、この中国鉄道の国際管理構想は中国現地の英米人や北京政府内で相対の関心を引く。まず中英公司のイギリス人支配人メイヤース (Meyers) と北京政府交通部のアメリカ人顧問のペーカー (John Earl Baker) が別々に私案をまとめ、各国の外交官を含めた関係者に配布し話題を呼んだ。さらに北京政府内でも、交通部の英米留学組が中心となって検討が進められ、ついには大戦問題の討議のために設置されていた外交委員会で、講和会議に要求すべき重要項目の一つとして採択され、中国全権に打電されるに至ったのである。

結局、この訓電は内閣（國務會議）の承認を得ておらず、決定過程から除外された曹汝霖交通部総長が猛反対したために、すぐに取り消された。またジョーダンの稟申が、イギリス本国の外交当局者にすぐに受け入れられることもなかった。しかし、外交委員会の専行とメイヤースやペーカーの言動は、大戦中の日本の拡張政策の成果を嫉視する在華英米人が、北京政府内の親英米派と組んで、日本の鉄道権益の回収を企てているとの印象を、日本側に与えるに十分であった。

特に強い危機感を持ったのが、実業関係者と陸軍である。中国で幅広く事業を展開していた大倉組の幹部にあてられた北京の関係者の書簡は、「在支英米人ノ提携」による、「日本利権ノ危機」を強く訴えている。⁽⁹⁾ 陸軍から外務省に対しても、二月八日には田中義一陸相から内田康哉外相に「陸軍大臣意見」が、二月一日には政務局に参謀本部の見解が伝えられたが、ともに強い調子の反対意見を表明している。満蒙はもちろんのこと、中国「本土」の鉄道国際管理も中国の「独立ヲ危殆ナラシメ」、ひいては日本の「独立生存」に悪影響を及ぼす、というのが陸軍側の統一見解であった。⁽¹⁰⁾

しかし外務省関係者の反応は異なっていた。確かに駐華公使の小幡西吉は、国際管理案の広がりを懸念し、本省に早急な対応策を要請している。もっとも米英中を一体視することはなく、①アメリカの「多年希望スル勢力範囲打破説乃至門戸開放主義ト、戦後ニ於ケル投資熱」、②外国鉄道(特に満鉄などの日本関係)の回収を狙う中国側の「勝手ナ欲望」、③そしてアメリカとの「提携共同」を強く必要としているイギリスの、「多年ノ希望タル(外国人による)支那鉄道管理」という三者三様の思惑が、どれほど「融和セラルベキヤハ疑問」と、その根底にある微妙なギャップを冷静に指摘している。⁽⁶¹⁾

この点に関して、大戦中から中国問題をめぐる米英間の潜在的な利害対立を重視していた第一課(および政務局)の反応はより明確であった。まず先述した二月八日の「陸軍大臣意見」に関しては、鉄道の国際管理が列強の鉄道政策を「緩和」する内容であれば、「必ズシモ日本ニ取り不利ニ非ズ」と、芳澤謙吉参事官(政務局長代理)と第一課は陸軍側の主張を認めなかった。⁽⁶²⁾さらにメイヤースとペーカーの私案に対しても、詳細な検討が加えられ、少なくとも芳澤と小村・第一課は、ペーカー案に基づいたものであれば日本にとって「有利ト認メラル」と結論し、芳澤の意見書として内田と幣原に提出している(以下芳澤意見書とする)。⁽⁶³⁾①日本関係の「鉄道系」は満州はともかく「支那全体トシテハ規模甚ダ小」であり、また資金に限っても中国政府と交渉中の「山東ニ鉄道、滿蒙四鉄道ニ付テスラモ民間ニ於テ調達ノ見込ミナク、大蔵省亦融通ノ途ナイト云フ実情」であること、②各国の鉄道政策の結果、勢力範囲の画定が行われているために、中国の「経済活動ノ中原タル揚子江流域及南支地方ニ於テ、(日本が)自由活動ヲ試ムル余地甚ダ狭小」であり、この点についてはアメリカもまた同様であること、③対して「広大ナル鉄道系」を保有するイギリスにとって、ペーカー案は「決シテ有利ト認メラル」内容であるのに賛成態度を示しており、日本としてはこの「英国ノ短見ハ奇貨措クベキ」ものであること、がその理由であった。⁽⁶⁴⁾

芳澤意見書が、ペーカー案を高く評価した最大の理由は、中国鉄道の監督委員会（中国側の代表を含む）に対して、関係列強（日米英仏）から平等に、各一名ずつ代表を派遣するとされてきたためである。⁶⁴つまり、中国「本土」への投資に限ってみれば（後進国）であるアメリカに積極的に歩調を合わせることで、鉄道問題に関して、（先進国）たるイギリスやフランスと「当然平等ノ発言権ヲ有スルニ至ル」点が重要であつた。

対して、より中国に対する一方的な国際管理に近い、海関のような列強主導の管理委員会を想定し、かつ各国の発言権を「現在鉄道ニ対シテ有スル各国ノ利害関係ノ厚薄ニヨリ、軽重ヲ設ケムトスル」メイヤース案は好ましいものではなかつた。メイヤースは、中国全土の鉄道を一三系統に分類し、各系統の総支配人ポストをほぼ勢力範囲の区画に則つて各国に割り振っていたからである（湖広鉄道を与えられるなど、明らかに厚遇されたアメリカを除く）。なお重要ポストは全て外国人であり、特に会計主任のほぼ半数はイギリス人とされていた。⁶⁵

以上のペーカー案、メイヤース案ともに私案にすぎず、両国の駐華公使はともかく、本国政府の政策志向を直接指示するものではもちろんなかつた。しかし対中国事業を共同化するにあたって、メイヤースの主張するように、各列強の発言権に既得の権益や勢力範囲を反映させるのか、あるいはペーカーが提案するように、各国平等の権利を保障するかは、実業借款の包含を前提とした新四国借款団の設立が具体化すれば、必ず生起する問題であつた。両者の（私案）にこれほどの注意が払われたのも、新四国借款団の設立問題が強く意識されていたからに他ならない。実際に先述の芳澤意見書は、各国の態度を見極めるために、しばらくの傍観を勧告しながらも、国際共同管理の具体的な方法として、アメリカ提案の新借款団に鉄道事業を包含させることが「得策」であると勧告している。またメイヤース案のような内容を避けるために、鉄道政策の共同化では、列強の利益保持ではなく、「支那本意ノ仕組」とすることを主張していた。鉄道借款の包含を通じて、列強の鉄道政策を「緩和」する構想は、前年七月のアメリカの提議以来、第一課が主張し

てきたことであり、その意味ではベーカー案への高い評価も当然であった。ここでむしろ注目すべきは、芳澤意見書の起草が、単に第一課や政務局の意見表明にとどまらず、大蔵省と日本銀行（つまりは横浜正金も）の基本的な同意を前提として行われたことであろう。芳澤意見書の欄外には、「大蔵省モ大体同意見ナリ。井上〔準之助〕日銀総裁亦然リ」との小村による書き込みがある。さらに「小官〔芳澤〕意見書ト併セ御覽儀アリ度シ」として、埴原政務局長を経て幣原に提出された覚書には、「各国平等ノ發言權ヲ有スルコト」を条件として中国鉄道の国際共同管理の実現を図ることが「得策」であることを、大蔵省の責任者も認めていることが記されている。実業借款の包含に関して政務局（つまり第一課）は、省内の合意形成に先んじる形で、自身の政策構想に対する関係省庁からの基本的な支持を取り付けていたのである。⁶⁶

以上のように、大戦の終結をうけて自身の主張に対する支持を省内外で広めつつあった第一課であったが、他方で、満蒙の除外に関しては、大戦中のような樂觀主義からは徐々に後退していく。あるいは、実業借款包含問題とは異なり、その樂觀主義が外務省内で完全に支持されることはなかった。

イギリスが包含に強く反対するであろう実業借款のカテゴリーから鉄道借款を分離してでも、その共同事業化を行うことを強く主張した第一課であったが、当然ながら、満蒙の日本の鉄道権益については「特殊ノ取扱ヲ求メル」腹づもりであった。従来と同じく、満蒙に対する日本の特殊関係は、列強によりすでに承認されたとの立場だったからである。⁶⁷しかしながら、パリ講和会議前に第一課がまとめ方針案を見ると、「各国ノ条約上ノ明文ニ基ク權利ニ何等ノ影響及ボサザル旨ノ留保ノ下ニ」、勢力範囲の撤廃を実現することが謳われている。日本の権益でいえば、①満蒙における「鉄道及課税担保借款」の優先権（一九一五年の南滿東蒙条約）、②満鉄平行線の建設禁止（一九〇五年の日清条約会議議事録）、③山東省における一般投資優先権（中独間の膠州湾租借条約）の三つが、その対象となる。

もつともその全てを対象と考えていたわけではなく、第一課の主眼はあくまでも満蒙の除外であった。また、中国「本土」における勢力範囲の撤廃という政策目標にも変わりがなかった。つまり、各国が除外を主張できる権益を、まず条約上の権利に限ったうえで、「条約上の根拠もないのに」漠然勢力範囲ナルモノヲ對抗主張シテ、他國ノ經濟的活動ヲ排斥スルコトヲ「まずはやめさせる。揚子江流域でイギリスが「排他的主張」を行いながら、鉄道を含めた概括的な投資優先権を、条約上は保有していない事実を、第一課は十分に認識していた。⁽⁶⁹⁾ ついで、アメリカが最も問題視している山東省における投資優先権を、各列強が勢力範囲の撤廃に同意することを条件に、「講和会議で」独逸ヨリ繼承シタル上ニテ放棄スル」ことになる。アメリカとの間に「不快ナル問題ヲ惹起ス」る事態を避けると同時に、条約上の権利に基づく各列強の排他的権利を撤廃させるためである。

アメリカを初めとした列強の従来態度から、満蒙権益の除外を「左迄困難ナラズ」と樂觀視する点では、確かに第一課の従来立場や政策構想とそう大きな変化はない。しかし除外の根拠を、第一には条約上の権利に置いたために、それ以外のものは、当然「満蒙及び福建モ、支那ノ其他ノ地方ト同様、經濟上均等主義ノ下ニ支配セラルルニ至ル」ことになる。つまり、満蒙の「特殊性」を最大限強調する従来立場からすれば、第一課の主張は確かに後退しつつあった。

以上の微妙な変化が、具体的な既得の権益（鉄道路線）を挙げて、満蒙の留保を行う「列举主義」につながったと考へることはやや早計であろう。条約上の権利に限ったとはいえ、その中には鉄道を含めた一般的な投資優先権が含まれており、新借款団の共同範囲から満蒙全体を除外することと、ほとんど変わらなかつたからである。また大戦中の日中条約を認めないとする、アメリカの方針にも反していた。しかし、満蒙の「特殊性」を前面に押し出して、ストレートに満蒙の除外を要求するのではなく、同様の効果を得るために、満蒙の特殊性を一部犠牲にしてでも、初めに条約

上の権利の一律除外を主張した上で、最終的には滿蒙の權益のみを確保するという、ややこしい二段階方式を構想した時点で、もはや第一課は大戦中のような樂觀的、「滿蒙特殊權益論」者ではなくなっていた。

その一つの理由は、大戦末期に小村欣一が大戦後の石井・ランシング協定の空文化を予想した(一九一八年一〇月)ように、アメリカの東アジア政策の積極化にあつたろう。同時に、以上のことも手伝つて、日本にとつての勢力範囲の撤廃の利益や必要性についてはともかく、勢力圏外交秩序なき状態での滿蒙權益の維持に関しては、結局小村・第一課は外務省首脳を十分に説得することが出来なかつたのではなからうか。

以上の滿蒙除外をめぐる外務省内の混乱を推測させるのが、先述の新借款団問題に関する外務省方針案(一九一八年一月)である。この方針案では、新借款団に譲渡されるべき優先権について、まず各国の条約上の権利については一律除外する消極案が主張されている。しかしその後段では、「勢力範囲撤廃論ハ早晚米國側ヨリ提唱ヲ見ル」可能性が高いとして、「容易ニ米國ノ同意ヲ得ベキ」滿蒙は別として、山東省での日本の優先権を放棄する代わりに、揚子江流域と中国南部における英仏の優先権を放棄させるのは、中国の「保全」上、好ましいと主張は一変する。さらに、新借款団に共同化される以外の事業については、「支那全土ヲ挙ゲテ自由活動ノ地域トナスハ考慮ニ値スル」と、勢力範囲の撤廃を一気に進める考えさえ開陳されている。一見したところ、先ほどの第一課の二段階方式とほぼ同様だが、記述の仕方はむしろ条約上の権利除外案と、積極的な勢力範囲撤廃案の両論併記に近く、外務省内の政策論争がそのまま反映されたような印象さえ受ける。関係省庁に送付された方針案に、対米協調を主要な理由とする勢力範囲撤廃論が明記されたということは、この考え方が外務省首脳からも一定の支持を獲得しつつあつた証左であらう。

しかし、その論拠の一つであつた「滿蒙特殊權益」論については、必ずしもそうではなかつた。滿蒙と日本の関係が、中国「本土」における他列強の勢力範囲とは性格を根本的に異にしており、同地域の權益が日本の経済的生存や国防に

とつて死活的に重要との認識では、当然外務省首脳も同様であつたと思われる。だが、こうした「特殊性」が列強から十分に承認されているという意味での「特殊權益論」については、議論が分かれたのではなからうか。日本の主張がどうであれ、滿蒙權益は、これまで一貫して勢力圏外交秩序の中で獲得され、維持・強化されてきたからである。

しかし一方で、勢力圏外交への回帰も厳しい情勢であつた。アメリカが早晩、勢力範囲撤廃を提唱するとの第一課の主張は、新借款団の結成提議や、大戦の終結で具体性を帯びつつあつたからである。対米関係の調整と滿蒙確保の両立をめぐつて外務省は、列強協調主義に回帰することはもはや現実的ではなく、かといつて勢力圏外交秩序から切り離された状態で、滿蒙權益を維持することには、いまだ十分な見通しが持てないでいた。外務省は、政策上の「ジレンマ」に陥つていたと言えよう。

滿蒙除外に関する外務省内の政策構想は、パリ講和会議が始まるとさらに後退していく。先述した芳澤意見書には、滿蒙の取り扱いについては全く言及がなく、わずかに触れているのは、同時に提出された大蔵省の意向を記した覚書だけである。その調子は、滿蒙の除外を「左迄困難ノコトアラザルベシ」「容易ニ米國ノ同意ヲ得ベキ」と樂觀視していた前年とは異なっており、「出来得ベクンバ、滿蒙ヲ除外スルコト。若シ困難トスレバ少クトモ滿鉄ヲ除外スルコト」とかなりトーンダウンしている。以上の文章は、大蔵省の意向を記したものだが、埴原、芳澤、小村の花押を付して、幣原に提出されていることから、政務局・第一課としても異論がなかつたものと思われる。にもかかわらず、新借款団への鉄道事業の包含を得策とする芳澤意見書が提出されたということは、本格的な国際交渉が始まる一九一九年五月以前から、外務省と大蔵省の少なくとも実務担当者が、滿蒙の概括除外要求が難航することを承知の上で、アメリカ案に沿う形で新借款団に参加する意向を固めつつあつたことの現れであろう（なお、井上準之助は滿蒙の困い込みに極めて批判的であつた⁽²⁾）。

以上の「満蒙特殊權益論」の動揺が、イギリスとの関係変化ではなく、もっぱら対米関係への関心から生起していた点は重要である。一九一八年一月の外務省方針案にしても、対象外とする優先権を条約上の権利に限っていたことは、同省首脳にとつても揚子江流域のイギリスの勢力範囲の開放が、既定路線とは言えないものの、すでにパリ講和会議前から有力な政策選択肢と認識されつつあったことを示している。一般的に日本の方針に大きな影響を与えたとされる、実業借款の包含に賛成する旨のイギリス外務省の通告は、その後の一九一九年三月二二日のことであつた。⁽¹⁾ また鉄道事業の共同化に抵抗の姿勢を見せない同盟国イギリスの態度を「短見」と評価する芳澤意見書からは、勢力圏外交秩序や日英同盟関係の変化に対する深刻な危機感はほとんど感じられない。

実際のところ、パリ講和会議の開幕以降、イギリス外交の特にレトリックは、アメリカの「新外交」に近づきつつあつた。大戦の終結によつて日本との戦時協力の必要性から開放されたことと、大戦後のヨーロッパ問題の円滑な処理のために、対米関係が一層重要視されるようになったためである。先ほどの実業借款の包含賛成はその一例であり、その他に二月一八日にはウェルズレー (Victor A. A. H. Wellesley) 極東部長 (次官補。一九一九年一月就任) が、アメリカ主張の勢力範囲撤廃論に賛成する意向を、永井松三駐英代理大使に示唆している。⁽²⁾ パリ講和会議での勢力範囲撤廃をめぐるウィルソンとロイド・ジョージ (David Lloyd George) の論争に現れているように、ウェルズレーの〈内話〉は必ずしもイギリス政府の方針と同義ではなかったものの、大戦の終結とウィルソンの「新外交」攻勢を受けて、イギリス外務省もまた独自の「新外交」呼応策を検討しつつあつたと言えよう。

しかし外務省、特に政務局の芳澤や小村・第一課はこうしたイギリス外交の変化に過剰反応したり、米英を安易に同一視したりすることはなく、双方の政策意図の分析を慎重に行つた。ともに中国鉄道の国際共同管理を唱えながら、ペーカー案とメイヤース案の内実が相当に異なつていたように、実際には中国問題での利害・関心が大きく異なる米英の

政策やその予測される影響を厳密に判断することは、大戦後の「国際協調外交」の方向性を定める上で必要不可欠であったからである。その結果、「滿蒙特殊權益論」とは対照的に、イギリスを主眼とした列強の鉄道政策を「緩和」するとの方針案は、五月二〇日の閣議決定に至るまで、外務省内で強まりはすれど揺るぐことはなかった。外務省の最大の関心はあくまでも対米関係の調整と滿蒙除外の両立にあったのである。

3. 概括除外案の決定

一九一九年五月六日、外務省は前年の一月以来、二度目となる新借款団問題に関する方針案を高橋蔵相に送付し、大蔵省の見解を求めた。閣議決定に備えたものである。その内容は、包含する実業借款を未着手かつ政府関係のものに限定することが英米間で合意されていたこともあって、細かい条件を抜きにすれば、アメリカの提議に対する積極的な賛成案であった。特に新借款団の共同事業中に鉄道借款を包含し、「列国ノ鉄道政策乃至我ニ不利ヲ来スベキ共同管理説ヲ阻止スルコト」が明確に謳われている。

ただし、滿蒙除外については甚だ齒切れが悪い。その方法としては、新借款団に譲渡する借款優先権から「条約上有所ル權利ニハ何等影響無キコトヲ明白ニスルヲ要ス」と、勢力範囲撤廢論から見れば相当に消極的な議論が展開されている。しかも以上の主張をなすための「有力ナ論拠」については「篤ト研究ヲ要ス」とかなり心許なく、結局は山東省はともかく、滿蒙については特殊関係と特殊の歴史を主張して理解を求められないと、最後には「滿蒙特殊權益論」をかなり自信なげに記述している。結局、政府方針の決定直前にいたっても外務省は、滿蒙の除外方法について明確な見通しをつけることができず、「特殊權益論」と条約上の権利除外論の両論併記を採ったのである。⁽¹⁸⁾

以上の外務省案の二本柱であった列強の鉄道政策の緩和論と、消極的滿蒙除外案のどちらにも大蔵省から注文が

く。前者については完全に削除することを、また後者に関しては、日本と滿蒙のあいだには、イギリスやフランスの勢力範囲とは異なり「特殊ノ利害關係」があり、この關係を「英國ハ数次」にわたつて、アメリカも「石井『ランシング』ノ宣言」によつて承認していることを根拠に、新借款團の「共同範囲ヨリ除外スルコト」を堂々と主張するように求めたのである。⁽⁷⁴⁾

その真意がどこにあったのかは不明であるが、芳澤意見書に対する大蔵省の好意的な反応と、翌年の九月には高橋蔵相が滿蒙に關して「特殊ノ事情ガ存スト雖モ、徒ニ紙上ノ空權」を振り回すことを批判していることから、恐らくその意図は、〈列強協調主義〉を重視する伊東や滿蒙權益の絶対的な維持にこだわる陸軍などの立場に配慮して、政策決定過程での紛糾を避けることであつたと思われる。⁽⁷⁵⁾ また、日本から鐵道事業の共同化を積極的に持ち出すことで、滿蒙問題に飛び火するやぶ蛇を警戒したのかもしれない。對して外務省は、まず滿蒙除外問題については大蔵省の意見を全面的に採用し、率直な「滿蒙特殊權益論」に書き改めた。しかし鐵道政策の「緩和」を主張する部分については、「單一我代表者ニ於テ含ミ置クニ止メ度シ」と注意書きを追加したものの、根幹部分はそのまま閣議に提出したのである。

以上の閣議決定案の修正経緯から、滿蒙の概括除外を望みながらも、その実現に外務省が決して樂觀的でなかつたことが見て取れよう。しかも外務省や大蔵省の政策担当者は、滿蒙に關する日本の主張が「滿鉄文」の線まで後退する事態まで覚悟していたのである。

しかし同時に重要な点は、こうした「滿蒙特殊權益論」の動揺が、勢力圏外交への回帰には結びつかなかつたことである。むしろ大蔵省の反対をはねつけてまで、列強の鐵道政策の緩和を閣議決定案に明記したように、小村・第一課が唱えた勢力範囲撤廢論は、外務省内で確固たる地位を確立しつゝあつた。伊東巳代治とは違い、イギリスの抵抗（勢力圏外交）に期待していなかつたのは言うまでもない。つまり、新借款團設立交渉における滿蒙の除外は、〈勢力圏外交〉

とは全く異なった政策判断にもとづいて追求されるのである。

三、対日圧力の増大

1. イギリスの〈変節〉

日本政府の訓令を受けて満蒙の概括除外を提案した日本銀行代表団は、アメリカ側はもとより、イギリス側からも強い反対にあった。日本政府の意向を聞かされたラモントは「意外ナリトノ気色」を見せ、数度の会談で、一貫してアメリカ政府の承認を得ることは困難だと指摘している。さらにイギリス銀行団代表のアデイス (Charles Adis) 香港上海銀行頭取は、新借款団設立問題とは各国の「勢力範囲を打破して、新たな覚悟で始めようとする計画」であり、イギリス政府にとっても「unacceptable」だと主張して、満蒙の除外要求を取り下げようにはつきりと要求した。⁷⁶⁾ 代表の一人の巽孝之丞正金ロンドン支店長は、両者が「本除外反対ニ関シ、打合ス処アリ」との印象を伝えている。

以上の米英共同歩調による強い圧力を受けた結果であろうか、ラモントらの求めに応じて満蒙除外の詳細を書面で通知した小田切らは、その内容を「日本が特殊権益を有する満州およびモンゴル地域において、日本が保有している全ての権利と優先権」を除外することであると説明していた。日本が一般的な投資優先権を保有していることから、その実質的な意味はあまり変わらなかつたものの、特殊関係を理由に満蒙全域を「新借款団ノ共同範囲ヨリ除外スルコト」と定めた政府訓令からは、現地の銀行家たちはすでに後退を始めていた(ただし、政府の指示に従って、除外要求の根拠の一つとして、特に石井・ランシング協定にラモントらの注意を促している⁷⁷⁾)。また山東鉄道延長線については、最初の訓令に従つてすでに「開放ノ意ヲ洩ラシ」てしまったとして、提議さえ行っていない。⁷⁸⁾ 日本の満蒙除外要求は、極め

て厳しい状況にあった。

米英の「打ち合わせ」は、ラモントとアデイスの個人間にとどまらず、政府間レベルでも急速に進展を見せていた。大戦の終結によって、日本との戦時協力の必要性から解放されたことと、日本に融和的なバルフォア (Arthur James Balfour) にかわって、強硬な対日政策を志向するカーゾン (George N. Curzon) が外相代理として極東政策を指揮していたことから、イギリスの外交方針も変化しつつあったからである。在華外交官や本省の極東専門家を中心に、大戦中の日本の中国政策に対する不信任は根強く、日英同盟の改廃を含めた極東政策全般の見直しを主張する見解もイギリス外務省内では現れつつあった。⁸⁰ こうした中、七月一四日にアメリカ政府から、日本が主張する滿蒙除外を「許容しがたい」とする原則への支持を求められたイギリス外務省は、カーゾンの発言として、日本の主張が「完全に許容しがたい」とのイギリス政府の立場を回答している (七月一七日)⁸¹。伊東巳代治が期待していたイギリスによる何らかの「抵抗」は全く実現しなかったと言えよう。

こうした同盟国の〈変節〉が、はつきりと日本政府の知るところとなったのは、七月一八日と二二日に持たれた、カーゾンと珍田捨己駐英大使の会談であった。なお、イギリスの厳しい対日態度を示すように、当時国際社会の高い関心を引きつつあった朝鮮問題 (三・一独立運動の弾圧) まで議題に上っている。

会議初日の冒頭、イギリス側の記録によれば、カーゾンは驚くべき率直さで大戦中からの日本の中国政策を非難している (同盟国の「交誼」にもとづいて「率直誠実ニ其ノ所感ヲ披瀝スベキ」とカーゾンが宣言した⁸²)。まずカーゾンは、大戦中からの日本の目的は「中国を完全に従属させるとまではいかないまでも……中国の資源に対する支配権を掌握することにあ」り、この戦術は「最大限にシステムティックかつ恥知らずなやり方で追求された」と断定した。ために日本に対する中国の敵対感情は拡大し、アメリカでも激しい批判を呼び起こしたのである。そして、こうした状

況が続けば「実際のところ日本は、極東で孤立することになる」と、同盟国イギリスの忍耐も無限ではないことをはつきりと表明している。

確かに欧州列強も同じような政策を追求してきた。しかしカーゾンによれば、「こうした日々は過去のものであり、将来の中国はこうした分割競争の中にはない。日本による極東支配の中にもない」。創設が決まった連盟の中で、列強と対等のメンバーとして中国は、自らの権利と独立を守るために国際的な協調を訴えることができるからである。さらに「復活しつつある」中国の国民感情をこれ以上刺戟することは、極東の平和にとって「大変危険」であることも主張している。

こうした激しい日本非難は、直接的にはなかなか進展しない山東権益の中国返還を促すことが目的だったが、その矛先は日本の中国政策全体に向けられていた。日本がこれまで追求してきた「広大で救いたい隣国」（カーゾンは中国自身を尊重するような発言は一切行っていない）との特別の関係を求める政策は、もはや「現在人類を動かしている理念や原則」とは一致しないと、カーゾンは言明している。「地理的近接性」を理由とする特殊関係は否定しなかったものの、それが特定の地域で「特権的な地位」を占める根拠とはならないことを強く主張したのである。このためカーゾンは、例えば現在各方面で検討されている中国鉄道の国際管理から、日本の「勢力範囲」であることを根拠に、満蒙と山東を除外することは「よからぬシステムの永続化」につながると、日本の出方を牽制している。新借款団設立交渉での、満蒙除外問題が念頭にあったのは間違いないであろう。珍田によれば、会談中の折々にカーゾンは「新借款団二言及シ、満蒙除外ニ対シ頗ル不満ノ口調ヲ以テソノ不都合ヲ鳴ラシ」ていた。

以上のように「現在の（国際政治の）精神」の尊重を強調し、「新外交」のレトリックをふんだんに使用したカーゾンであったが、ウイルソンとは異なり、その関心は徹底して現実的、実利的であった。山東問題で、中国の国民感情へ

の配慮が必要であれば、日本の国民感情も同様に尊重されるべきだと訴えた珍田に対して、この問題は「一国の名誉の問題」ではなく、「政治的な利便性 (political expediency) の問題」であり、寛大な政治技術 (statesmanship) の問題である」とカーゾンは切り返している。中国のナショナリズムの高まりを現実として受け入れた上で、極東情勢の安定のために大國らしく長期的な視野にたった政策を行えと、カーゾンは論したのである。

カーゾンの具体的な目的は、列強間関係の抜本的な改革というよりも、長年にわたってイギリスが中国で築き上げてきた自國優位の大國間協調のシステムを、アメリカの「新外交」と中国のナショナリズムに適合させながら、可能な限り、修復し、保持することにあつたと思われる。山東問題で最も強く要求したのは、日本が独自に設定した青島の関税委員会を撤廃し、イギリス人が一貫して総稅務司を務めてきた海關制度の原則を受け入れることであつた。⁽⁸⁴⁾ またチベット近くの四川省で日本企業が無線基地を建設中との不確かな情報を取り上げ、「国防の見地から、到底黙視できない」と、勢力圏外交のマナーに忠実に激しく抗議しているからである。鐵道の國際管理案の力点も滿州ではなく、北京と揚子江流域の中間に位置する山東にあつた。講和會議で日中の共同經營が認められた山東鐵道を起点にして、日本の影響力が北京と揚子江流域に拡大する事態を恐れていたのである。⁽⁸⁵⁾

カーゾン、そしてイギリス外務省は、中國問題に関する日本外交の政策変化をほとんど認識できず、山東還附の遅延も、同地の勢力範圍化を狙う日本の野心の表れと警戒していた。事実、カーゾンは自身が示したのは「中國で權益を保有する全ての大國が同意することになれば好ましいと私が考える一般原則」であつて、あらゆるケースに嚴密に適應することを望んでいるわけではないと、特に南滿州に関しては一定の配慮を示している (二二日)。⁽⁸⁶⁾

以上のように、滿蒙に限って除外を行うことを望んでいた日本に対する批判としては、カーゾンの主張はややピンとがずれており、その意味では日英兩國が勢力圏外交的な手法で歩み寄る余地も存在していた。しかしながら、中國「本

土」に関する日本政府（特に外務省）の政策目標が、各勢力範囲の（自由化）にあり勢力圏外交からの脱却が進んでいたことと、イギリス政府の政策転換を珍田に観念させたその「新外交」的な厳しいレトリックによって、カーゾンの対日要求は、政策上の立場を問わず、満蒙除外要求の拒否と日本の政策決定者に認識されるのである。⁸⁷⁾

2. 満蒙除外から満蒙留保へ——伊東巳代治の挫折

日本政府の満蒙除外要求に対しては、交渉相手の米英仏だけでなく、パリやロンドンで交渉を担当している銀行家や外交官からも変更を要求する意見具申が届きつつあった。最も有名なのは出淵勝二駐米臨時代理大使による、満蒙除外撤回論であろう（六月二十九日）。かなりの長文であるが、その論拠は、①アメリカの根本的動機は経済的ではなく、「感情的理想的動機ニ出デタルモノ」であり、日本がいたずらに固執すれば、実益を越えて交渉が紛糾してしまうおそれがあること、②帝政ロシアの崩壊や英仏の経済力の退潮で「共通ノ利害関係ニヨリ我ト提携スベキ国無キ」こと、③南満州においては、すでに十分な「経済的發展ノ基礎略ソ固マ」っているので、満蒙五鉄道を借款団に提供しても大きな損失ではないことであった。以上のことから出淵は、「潮時ヲ見計ラヒ之〔満蒙除外の要求〕ヲ撤回シ、其ノ条件トシテ英仏ヲシテ齊シク勢力範囲撤廃ヲ確約セシメ」ると同時に、「関係国、殊ニ米、国ノ感情ヲ和ゲ」ることで、新借款団の実際の運営で主導権を確保する方が得策ではないかと主張したのである。⁸⁸⁾ロシアの退場を強調するなど、勢力圏外交のルールから言っても、満蒙除外が困難となっていることを冷静に指摘しているが、基本的には小村・第一課による「新外交」呼応論を徹底させたものと言えよう。

同じくパリの銀行団も、特定の地域を囲い込むような割拠主義はすでに時代遅れで、しかも「支那富源ノ中心ノ揚子江流域」をイギリスが自ら開放しようというのに、これを見過ごすのかと、満蒙除外の撤回を求めてきた。⁸⁹⁾ そのほか口

ンドンの異や、国内の日本銀行団代表者も同様の稟申を送つてきていた。⁽⁹⁰⁾ しかも巽と小田切は、留保に反対する自身の意見を政府に強く訴えたとき、ラモントに打ち明けている。⁽⁹¹⁾

以上の在外使臣などからの撤回要求に続くように、七月末にはアメリカ政府からも日本の主張は受け入れがたいとする覚書が届いたため、⁽⁹²⁾ 日本政府はようやく重い腰をあげ新借款団政策の再検討に入る(ただし、山東還附についての再声明案に注力していた事情もあった)。

八月七日の外交調査会で、内田外相は、日本の滿蒙除外要求が「竟ニ英米兩國政府ノ排斥スル所トナ」つたことを報告し、新たな方針案を提示している。外務省は「南滿州及東部内蒙古ニ関シ、日本ガ日支間現行ノ諸條約及取極ニ遵拠シテ有スル何等權利ノ拋棄ヲ表示スルノ意義ト解釈スベキモノニアラズ」との甲案と、「南滿州及東部内蒙古ニ於ケル日本ノ特殊權利及利益ニ何等不利ノ影響ヲ及ボスコトアルベキモノナリト解釈スベカラザルハ勿論ナリ」との乙案を用意していた。原によれば前者(甲案)は「我得たる各鐵道を列挙」することで、対して後者(乙案)は「一般的に地理的關係とし」、それぞれ「我特種の關係」を維持するものであった。⁽⁹³⁾

一見して分かるように乙案の内容は、すでに米英仏から拒絶された概括除外案とはほぼ同様である。ただし注意すべきは、甲乙どちらにせよ、「各國銀行団者會議ヲシテ、滿蒙ノ除外ヲ決議セシメムコトハ從來ノ經緯ニ微シ困難」との認識を前提に、借款団の対象範囲から滿蒙地域や滿蒙權益を明確に「除外」することはあきらめていたことである。つまり滿蒙問題を政府間の協議に移して「銀行団ではなく日本政府が」適当ノ留保ヲナスト共ニ、我銀行団ニ於テ新借款団成立促進ニ協力」させるのが「大局上得策」との判断であった。⁽⁹⁴⁾

以上の「理屈」がどこまで通用するかはともかく、「除外」を「留保」に格下げしたことは、少なくとも内田にとつては譲歩と考えられたのであろう。さらに内田は、もう一步譲つて、乙案のような「一定ノ地域内ニ於ケル汎汎ナル概

括的除外主義」こそが英米の反対の「主因」であるとして、列挙する以外の権利を借款団に譲渡することで「比較的寛大ナル態度」を示すことが可能となり、従つて「英米両国ノ反対ヲ緩和スルコトト信」じられる甲案の採用を、外交調査会委員に促したのである。⁹⁵

以上の内田の列挙「留保」案に対して、その認識の甘さを強く非難したのがよく知られているように伊東巳代治であった。その見解によれば、甲案・乙案に外交政策上の差異など全くなく、日本は「当ニ新借款団ノ脱退ヲ賭シテ飽マデ満蒙除外ヲ主張スベキ乎、將ハ其主張ヲ抛棄スルモ猶ホ英米ト協調ヲ維持シテ、新借款団ニ加入スベキ歟」の「二者其一ヲ択バザルヲ得ザル境遇ニ陥」つているのである。つまりどのような形であれ、満蒙權益の留保を主張する以上、英米との交渉の妥結は望むべくもなかった。

五月の閣議決定の際、外務省案に賛成しただけでなく、山東の除外も主張した伊東が全面的にその態度をひるがえしたのは、その際に重視していた前提が全て崩れたからである。つまり、①政府関係の借款を独占する新借款団に、中国は「極力反抗ノ態度」をとるであろうとの自身の想像、②イギリスが「積年ノ苦勞ニ成レル勢力範囲ノ利益ヲ、果タシテ一朝ニシテ抛棄スルコトヲ肯ズベキカラ〔自身が〕疑訶」したこと、③そして「満蒙ニ於ケル我特殊地位ハ、夙ニ列強ノ確乎タル承認ヲ与ヘ居ルモノナリトノ外務当局ノ説明ニ信用ヲ置キタルコト」の三つである。⁹⁶ 三点目以外は伊東の勝手な期待であるが、中国は山東問題にかまけて積極的な動きを見せず、大戦で疲弊したイギリスも、「竟ニ自家ノ勢力範囲撤廃ニ決心」してしまつた。そして満蒙の特殊地位についても、列強の承認を得てきたとする「外務当局ノ所見、必シモ的確ナリト認ムベカラザルコトヲ〔伊東は〕発見」したのである。⁹⁷

以上の主張をなした伊東に対しては、国際情勢の流れを鋭敏に感じ取り、日本政府の方針を列挙主義という、現実的なもの⁹⁸に変更させたと高い評価がなされてきた。しかしながら、これは伊東自身の態度変化を説明する上でも、ある

いは日本の政策決定を分析する上でも正しい理解とはいえない。

まず伊東が迫ったのはあくまでも、満蒙の概括除外か完全な撤回かの二者択一であった。勢力圏撤廃を主張するアメリカの「絶叫」(伊東)と、それに完全に従うイギリスの〈変節〉を目にしてもなお、中途半端な列挙主義にこだわる外務省の認識は、伊東にとつては、非現実的⁹⁷だったのである。しかし、さらに重要な点は、伊東の「絶叫」が、日本政府の政策にほとんど何の影響も与えなかつた事実である。その理由は、イギリスの態度変化から伊東が感じた〈衝撃〉を、内田や原、あるいは陸相の田中もほとんど共感できなかったからに外ならない。対外強硬論者でならしてきた伊東が「満蒙除外を抛棄すべしとの軟論を主張し」た素直な驚きを、原は日記に書き留めている。⁽⁹⁸⁾

伊東の〈変説〉の原因は、自らがあげた三つの理由のうち、他のどれでもなく、明らかにイギリスの〈変節〉にあった。憲法の生みの親の一人として、国際社会における明治国家の成長を文字通り共に体験してきた伊東にとつて、大国の中の大国であつたイギリスが自らの勢力圏を開放したり、同盟国の日本の主張に反対して、勢力圏外交秩序のルールを真つ向から否定したりすることなど「意外千万」であり、なかなか信じる⁽⁹⁹⁾ことが出来なかつたのである。その意味では確かに伊東は「満蒙特殊權益論者」ではなかつた。同盟国イギリスの支持が失われたいま、どのように理屈をこねようとも、日本の「勢力圏」たる満蒙權益の保持は困難に思われたのである。⁽¹⁰⁰⁾

対して五月の政府方針案の策定と決定に際して、鉄道政策の緩和が明記されたように、日本外交にとつてイギリスの勢力圏の〈開放〉はすでに既定路線であり、追求すべき政策目標でさえあつた。このため、確かにイギリスの反対は歓迎すべきものではなく、外務省が列挙主義を主張する一つの根拠ともなつたが、その政策方針に決定的な影響を与⁽¹⁰¹⁾えるものではなかつた。すでに述べたように、外務省の関心は、勢力圏外交秩序自体の維持ではなく、同秩序のなき後に、いかにして満蒙權益を保持するかにあつたからである。満州を血であがなつた陸軍を代表する田中にはもちろん、「日英

同盟骨髄論者」とされる内田も、揚子江流域などのイギリスの勢力範囲と満蒙を同一視するかのような伊東の主張に強く反論している。⁽¹⁰⁾

実際には伊東は、大戦後の国際政治の潮流を最も敏感に感じ取った外交家ではなかつた。小村・第一課がすでに大戦中から認識し、パリ講和会議からは外務省の政策方針にも反映され始めていた国際政治の〈現実〉を、この時にいたつてようやく実感したのである。この〈衝撃〉に際会して、むしろ日本としては、「此際英米ト協調ヲ保持シ、前途自由競争場裏ニ立チテ、英仏等ノ勢力範囲トシタル地域ニ侵入」する覚悟が必要ではないかと、パリ講和会議前から一貫して批判してきた「新外交」呼応論⁽¹¹⁾を再び口にしたとき、列強協調を旨とする伊東自身の外交構想は現実性を全く失つたといつてよいであろう。⁽¹²⁾

原首相は、日本政府として満蒙除外（留保）を初めて提唱することを理由に、英米両国と「忽チ衝突ヲ来ス」ほどには「事情逼迫セルニ非ズ」と判断し、また条件闘争の余地を確保する意味合いもあつて、内田の提示した二案のうちの乙案、つまり概括「留保」主義をまずは採用することに決定した。パリ講和会議以来、政府の弱腰を非難していた世論や、強硬な立場を崩していなかつた田中陸相への配慮もあつただろうが、伊東とは違い、東アジアの国際政治での日本の影響力に、原は一定の自信を持っていた。⁽¹³⁾ 事態の切迫を主張する伊東の情勢分析が、原の判断に全く影響を与えなかつたのは明らかである。

内田外相も、四川省での無線基地の建設に抗議してきたカーゾン⁽¹⁴⁾の言動を逆手にとつて、あいだにチベットを挟んでいるにもかかわらず、直ちにインド辺境防衛への危惧をイギリス政府が覚えるのであれば、「条約上ノ規定ニ根拠スルノミナラズ、我本国ニ近邇セル地理的地位ヨリ、国防上ハ勿論、我緊切ナル利益ニ重大ナル關係ヲ有スル」満蒙に對する「我國民ノ感覺鋭敏ナル所以モ必ズヤ」十分に理解できるものと「確信」する、との対英逆襲案を珍田に打電して

いる。⁽¹⁰⁾

同盟国イギリスの〈変節〉を理由に〈国際協調〉を説く伊東の主張が政策決定過程で否定されたこの瞬間、日本外交の勢力圏外交からの転換は事実上確定したといえるだろう(ただし、少なくとも内田は満蒙留保のためには「英国政府ノ同情アル了解ヲ得ルコト極メテ必要」と考えていた)⁽¹⁰⁾。カーゾンの激しい日本非難は、日本にとつての満蒙留保をめぐる交渉の焦点が対米関係にあることを、日本の政策決定者に明確にしたのである。

八月一六日、「南満州及東部内蒙古ニ於ケル日本ノ特殊権利及利益ニ何等不利ノ影響及ボスコトアルベキモノト解釈スベカラザルハ勿論ナリ」との留保の下で、パリ銀行家会議の決議を日本政府が承認する旨の訓令が打電された。⁽¹⁰⁾ただし早くから満蒙除外に不安を持ち、今回も列挙主義を推していた外務省は、徐々に概括「留保」案を修正していく。

3. 概括「留保」要求の修正

列強協調主義を生きてきた欧州在勤のベテラン外交官にも、日本政府の概括「留保」要求は驚きをもって迎えられた。講和会議全権の一人で、一九〇二年の日英同盟交渉からすでに外交の第一線で活躍していた松井慶四郎駐仏大使は、イギリス政府の撤回要請にもかかわらず満蒙除外を要求する「御趣旨」かと、政府の真意を問い合わせてきた。実は八月一日付で、満蒙の除外を求める日本銀行団の主張を「認容スベカラザル」とするイギリス政府の覚書が在英日本大使館に交付されており、その報告と「行違」に内閣・外交調査会の決定が行われたものと推測したからである(確かに、この考えはあたってはいた)⁽¹⁰⁾。

この松井電の転電をみた、永井(対カーゾン)と出淵(対ランシング)はともに訓令の執行を見合わせている。さらに出淵は、これ以上満蒙に固執すれば、日本抜きで新借款団の結成が行われるかもしれないと、政府の訓令自体の見直

しを訴えていた。¹⁰¹しかし、こうした要請に対して外務省は、そのままの執行を改めて指示している。たとえアメリカに日本の主張を容れる様子がなくても、それは「申入れを躊躇すべき」理由にならない、との原の判断であった。¹⁰²

ただ、「日本ノ特殊権利及利益ニ不利ナル影響ヲ及ボサズト認ムルモノハ、之ヲ新借款団ノ共同活動ニ委スルヲ辞セザル」との一節を、訓令の説明電に挿入することを本来は望んでいた外務省は、訓令の新たな解釈を（少なくとも外交調査会には）独断で指示することで、執行担当者との交渉の余地を広げた。¹⁰³内田外相は「日本政府ハ實際ノ政治問題トシテ……〔訓令通りの〕方針ヲ執ルノ外」ないが、「此ノ方針ハ固ヨリ利益壟断又ハ侵略主義ニ起見スル」ものではないので、交渉にあたってはこの「我趣意ノ徹底」を求めたのである（八月二十六日）。¹⁰⁴三日後には、日本政府が求めているのは、何が「我特殊権利及利益ニ不利ノ影響ヲ及ボス」かを自由に「認定」する権利であつて、それからはずれば「之ヲ新借款団ニ譲スルヲ辞スルモノ」ではない、とのさらに踏み込んだ解釈を打電している。¹⁰⁵つまり外務省にとつての概括「留保」とは、〈拒否権〉の留保であつた。

二八日には出淵が、早速この趣旨に則つて訓令を執行している。第三国務次官のロンゲに面会した出淵は、日本政府の概括「除外」要求は「主義上の問題」であり、これを盾に「将来、満蒙における一切の事業を独占しようとするもの」ではないと理解を求めたのである。出淵は満蒙での日米経済提携の可能性を説いて、懸命の説得を試みている。¹⁰⁶

内田の指示でパリから帰英していた珍田は、訓令の趣旨をさらに自由に解釈した。日本政府の意図は「一定の地域を画して留保を行う」ものかとのカーゾンの問いかけに対して、即座にそれを否定し、「満蒙ト雖モ借款団活動範圍ヨリ地方的ニ之ヲ除外セントスルニアラズ」と説明したのである。具体的には日本の「緊切な利益」に直接関係する「現存契約の鉄道」が除外の主たる対象であると力説した。事実上の列举主義の主張である。そのほかにも、国防上の問題から日英同盟の精神に至るまで駆使して、説得に努めている。対してカーゾンは、珍しく「終始沈黙傾耳」しただけで

なく「寧口同情ヲ以テ」応対したといふ。¹¹⁶

この珍田の成果を、外務省の独自指令のことには触れずに、内田は外交調査会で報告した(九月九日)。(地方的除外)ではないとした珍田の説明は「御訓令ノ趣旨ニ相違」はしているが、外務省の当初の意向とは合致しているため、「折衝ニ余地ヲ存スル手段」として今のところ訂正を命じていないと理解を求めている。なお、イギリスの態度緩和に成功した(と思われた)ためであろう、長々と理田付けをした上で、伊東はこの交渉戦術を受け入れて¹¹⁷いる。

しかしながら、こうした外務省の努力も交渉の進展、特にアメリカの態度軟化には結びつかなかった。いかにその趣旨が「一切ノ事業ヲ独占セントスルモノ」ではないと力説しようとも、自らの「特殊権利及利益」の存在を根拠に、満蒙における新借款団の活動に、事実上の拒否権を求める日本の主張を認めるわけにはいかなかったからである。出淵の説明を聞かされたロングは、日本政府の主張を満蒙における「政治的支配権」の公認を要求するものと受け取った。¹¹⁸もっぱらイギリスの(変節)が話題になったように、これまでの交渉でアメリカの言動は必ずしも活発なものではなかったが、日本政府からの満蒙概括「留保」の申し入れによって、その政策は大きく変化を始める。八月二七日のロングと出淵との面会を契機に、アメリカ政府は日本を除いた三国借款団案の推進を真剣に追求し出すのである。

4. 三国借款団設立構想の挫折

八月にいたるまで具体的な動きが少なかったとはいえ、五月に新借款団規約が決議されたことで、国務省が事態を窺視していたわけではもちろんない。むしろ、パリ講和会議での山東問題の「妥結」直後ということもあって、「新借款団の活動範囲から満州、モンゴル、山東そして福建を除外することを日本は最後まで主張する」ことを当初より予想していた。¹¹⁹これまでの経験から、日本が「勢力範囲」と「特殊権益」の確保に固執するのは間違いないように思われた

のである。山東問題で苦杯をなめたバリのアメリカ代表団も、「新借款団の結成だけが、中国において日本がフリーハンドを持つことを防ぐ唯一の現実的な手段である」と考えていた。⁽²¹⁾このため、六月に入って滿蒙除外を要求する日本銀行団の主張が伝えられると、二つの具体的な対日逆襲案も検討されている。

一つは、日米両国が中国へのあらゆる侵略行為に反対することを確認した、石井・ランシング協定の秘密議定書を持ち出して、日本に要求取り下げを迫るプランであり、ロングが中心となって立案した。アメリカ政府が中国における日本の特殊権益を認めた根拠として、日本銀行団が同協定を持ち出したためであり、ロングは、この機会を逆用して、「ランシング・石井協定を正しく解釈し」、さらには「アメリカにとって不利益の多いこの協定を」蹴り捨てる」と息巻いていた。⁽²²⁾石井・ランシング協定とは、「相互の地理的近接性が〔両国間に〕特殊關係を作ることを確認し」ただけであるのに（よって、日英仏はもちろん、アメリカも中国とのあいだに特殊關係があつた）、日本はその意味を根本的に「誤解」しているからである。ロングの考えでは、新借款団の共同範圍からの滿蒙の除外を認めることは「〔日本による〕覇権の確立、あるいは政治的支配の状態、もしくは少なくとも〔同地域の〕政治的財政的な日本への依存状態に至るおそれがある」⁽²³⁾が、「以上のことは〔石井・ランシング協定の秘密議定書で〕日米両国が反対することに合意している事態」にはかならなかつた。ロングは、ランシングの承認をもとめて、以上のメモランダムをパリに送つて⁽²⁴⁾いる。

もう一つの対日逆襲案は、出淵らがその実現を恐れていた日本抜きによる米英仏の三国借款団の結成に進む可能性を表明すること——つまり日本に対する脅迫であり、古傷に余り触られたくないランシングはむしろこちらに乗り気であつた。講和会議代表団のマーシャル (D. H. Marshall) からこのプランを伝えられたロングは、早速モルガン (John Pierpont Morgan, Jr.) の事務所でもアメリカ銀行団の幹部たちと会談を行い「誘導したり説得したりして」このプランへ

の同意を取り付けている。¹²⁵

ただしロングが約束したように「日本に参加を促すことを試みる」ことが、もちろん大前提であった。くわえて、もし本当に日本が参加しなければ、マーシャルが冷静に指摘したように、アメリカは「借款団の活動を限界にまで後退させる準備をしなければなら」なかつた。日本を除けば、実質的な資金提供能力があるのはアメリカ銀行団しかなく、また日本の単独行動を阻止する手段も失うからである。アメリカはそれに「見合つた責任」を負う覚悟が必要であり、ために、この脅迫を行うにあつてアメリカは「疑問なく全てのことを見通し、最初の第一章と同様に、最後の章も書くことができ」なければならぬとマーシャルは強調している。¹²⁶ 日本に滿蒙除外を取り下げさせることが目的だとしても、その脅迫が失敗した場合の政治的な結果を全面的に引き受ける覚悟がアメリカには必要であつた。

以上のことから、石井・ランシング協定を援用するにせよ、三国借款団案による脅迫を実行するにせよ、アメリカ政府内部では英仏の支持を確保する必要性が強く意識されていた。脅迫の効果をできるだけ高めるためであり、また山東問題の教訓から、勢力範囲の維持で利害が一致しかねない日英仏の接近を警戒していたからである。大戦中の秘密条約や日英同盟を背景に、英仏が日本の主張になびいたことで、アメリカが「敗北」を余儀なくされたとの苦い〈記憶〉は、国務省関係者にはまだ生々しかった。

結果、滿蒙の除外に反対するアメリカの主張は英仏からも原則的な支持を得たが、国務省が用意した文面にあつた石井・ランシング協定への言及は削除された。アメリカ政府内で「英仏と共通の土台に立つて、日本の留保に反対した方が得策と判断されたため」である。¹²⁷ また三国借款団への言及も見送られた。孤立した日本が「ドイツとの同盟を追求する」危険性があるとして、日本の参加の可能性を絶つような「あらゆる行動や表現」に、イギリス外務省が強い難色を示したからである。¹²⁸ ただし、国務省の起草段階でも、三国借款団案はあくまでも「追加声明」案であり、また「日本の

完全な参加が望ましく、かつ最も有益」であることが最初に断られ、表現もかなり控えめであった。¹²⁷ 国務省自身も、三国借款団案の使用にはまだためらいを感じていたのである。

以上のように、国務省は、特に日本の同盟国であるイギリスとの共同歩調を確立すること注力しており、その結果として対日圧力もかなり抑制されたものになっていた。それでも米英仏による対日共同通告は（実際には同時・同文ではなかったが）、満足すべきものに思われた。七月三十一日のアメリカ政府の対日通告に続き、日本の同盟国であるイギリス政府が「強、言葉遣、」"strong phrasing"で満蒙除外を非難し（八月一日）、フランス政府もそれに倣った（同月二〇日）からである。¹²⁸

しかし国務省が受け取ったのは、満蒙の概括「留保」を求める日本政府の要求であった。アメリカ政府は十分に手続きを踏んできており、事ここに至っては、三国借款団案の実施が順当に思われた。すでに同案は、ウイルソンからの提案で、再び国務省の検討課題に上っており、日本からの概括「留保」通告と同日には早速、英中の意向を「慎重に」探るようにとの指示が打電されたのである。¹²⁹

だがイギリス外務省の反応は芳しいものではなかった。まずアメリカにとつての誤算は、珍田による日本政府訓令の「修正」が、イギリス外務省の姿勢を緩和していたことである。もちろん、アメリカとの協調を破らせるほどのものはなかったが、三国借款団案という高いリスクをイギリス外務省にためらわせることには成功していた。¹³⁰ 財政に窮した北京政府が、日本と単独借款を交渉中との情報もイギリス側の焦りを強めていた。¹³¹ さらに「満蒙」の範囲について珍田から具体的な説明を受けたイギリス外務省は、南満州に限って日本の主張を認める妥協案を提案してきて、国務省を大いに慌てさせた。同時に列国共同（つまり実質的には日米）で、中国に対して五〇〇万ポンドの緊急借款を実施することも提案している。¹³² 日本は「単にイギリス政府の伝統的な政策を実施するように求めているにすぎない」と訴えたベテ

ラン外交官珍田捨己の「旧外交」は、皮肉にも勢力圏外交からの脱却が進む日本外交とは裏腹に、中国をめぐる列強間関係の修復を望むカーゾンに対して、その効果を發揮していた。⁽¹³⁾

しかし、国務省にとつての最大の誤算は、アメリカの国際関与に対するイギリスの根深い不安感こそが、その煮え切らない政策態度の大きな原因であつたことであろう。確かに、ヨーロッパ問題だけでなく、今後の中国問題でも対米関係が最重要との考え方は、イギリスの外交当局者の共通理解といつてよかつた。親日的とされるオルストン (Beilly Francis Alston) 駐日代理大使でさえ、日英同盟の更新問題を論じたメモランダムの中で、「日本とのどのような協定よりも、アメリカの態度のほうが我々にとつてははるかに重要である」と断言している。⁽¹⁴⁾しかし最大の問題は、そのアメリカのコミットメントをイギリスが確信できないことであつた。

「アメリカはこの中国の復興という事業を最後までやり遂げる覚悟でいるだろうか。……もし自らにとつて好都合であれば、「過去にそうであつたように」我々を困難な状況に放置するつもりではあるまいか。もし我々が終始変わらずアメリカの忠実な助力に頼ることができると知ることができたなら、「中国をめぐる」状況はより単純化されると私には思われる」。

対米関係との両立のために、同盟に代わる「日本との友好的な了解」を求めたオルストンは、決して日本の主張に（情情的）であつたのではなく、アメリカに完全に与した結果、「敵対的な陰謀をめぐらす日本」にイギリス単独で直面する事態を恐れていたのである。しかもこの議論は「連盟が成立することを前提としたもの」であつた。

もちろん、もっと厳しい対日意見も存在した。同じく日本大使館のウイングフィールド (C. Wingfield) 一等書記官は、

その効果に未練を残すオルストンとは異なり、日英同盟は「センチメンタルな価値さえ失ってしまった」と酷評し、「日本の政策が今後劇的に変化しない限り、同盟は終焉を迎えることが望ましい」と本国に進言している。しかし、以上の意見書でさえ「連盟規約が英米両国を縛るようになった時に生じる状況」を想定して書かれていた。⁽¹³⁾ この意見書の日付は九月五日であるが、このような状況が実現する可能性が日増しに低下していったのは周知の事実である。過去のアメリカの中国政策の「不作為」と、連盟加盟をめぐるアメリカ国内政治の混乱は、日本ではなく、イギリスの極東政策の転換を制約していたのである。⁽¹⁴⁾

しかもアメリカ国務省は、このイギリスとの協調をあきらめることができなかった。アメリカが単独行動を取った結果、日本の主張を支持するしかない状況にイギリスを追い込むことを恐れたのである。⁽¹⁵⁾

イギリスの妥協案に対してランシングは、南満州に限っても、地理的留保を認めることは、「今まで以上に勢力範囲を躍進させ、深化させることだ」と提案が受け入れがたいことを強く通告した。しかし同時に、新借款団が日本の「既得権益」を決して侵そうとするものではないことをしきりに強調している。「顕著なる進展」がある事業はそもそも除外することが規約に明記されているのであり、日本は「誤解」しているというのである。さらに未着工の延長線であってもその一部とみなされることを、具体的な満鉄の予定線を例示して、初めて明言している。そして、「日本の正当な権利あるいは利益が犯されることがないとの完全な保障の下で、新借款団への日本銀行団の加入を日本政府が許可することが可能」だということを、「日本の同盟国」として説得してもらいたいとイギリス政府に要請したのである。かうじて、地理的譲歩は認めないというアメリカ政府の原則的な立場は保持しているものの、国務省による事実上の譲歩宣言であった。⁽¹⁶⁾

以上の説明を行うにあたって、イギリス政府がその対日影響力を最大限に行使することが、新四国借款団の成立にあ

たつてすこぶる重要であることを強調するように、ランシングは駐英大使のデーヴィス (John W. Davis) に指示している。⁽¹⁰⁾

本稿で示してきたように、実際にはイギリス政府がアメリカを裏切つて日本の主張を支持し、あるいはランシングが期待したような影響力を日本政府に対して發揮できる可能性は、ともにほとんどなくなつていた。ランシングは明らかに、ウイルソンの「新外交」が東アジアの国際政治にもたらしたインパクトを過小評価し、イギリスの「旧外交」を過大評価していたのである。日本の要求拒否がイギリスの講和会議脱退に結びつく恐怖にさいなまれたウイルソンの苦惱を——どれほど意識していたかはともかく——ランシングら國務省の当局者はいまようやく体験しつゝあつた。

以上の対英協調策のあと、ほぼ同内容のメモランダムを、國務省は一〇月二八日に日本政府に送付する。⁽¹¹⁾ 実にこれが、八月二七日に日本政府の概括「留保」通告を受けて以来、アメリカ政府としては初めての公式の態度表明であつた。(列強協調)の確保に慎重を期すあまり、現実には日本政府が最も重視していたアメリカの外交上のメッセージは、ほぼ二ヶ月ものあいだ伝えられなかつたのであり、しかも日本との直接交渉を経る前から、國務省の主張は後退を余儀なくされていたのである。⁽¹²⁾

四、日米直接交渉

1. アメリカの方針変化

ヨーロッパ列強との関係だけでなく、アメリカが「解放」するはずの中国との関係でも、國務省の選択肢は狭められつつあつた。八月の日本政府の概括「留保」通告にいたるまで、慎重な態度を維持していた國務省であつたが、ライ

シュヤマクマリー (John V. A. MacMurray) 極東部長 (一九一九年八月就任) ら、極東専門家はこの措置に大いに不満であった。⁽¹⁴⁾しかし、新借款団の成立と中国南北政府の統一が借款実施の前提条件だとするアメリカ銀行団の意向や、英仏との協調関係への配慮から、ランシングやロングは単独借款などの実施を求める極東専門家の主張を一貫して押さえ込んでいた。中国における勢力範囲システムを解消する決め手として、かつて自らが重視していた湖広鉄道借款の実施ですら、許可しなかったのである。⁽¹⁴⁾

ただし、一〇月に入ってラインシュから要請のあった北京政府とシカゴ銀行の借款契約には、一転して許可を出した (なお、直後にラインシュは離任する)。一九一六年一〇月に同行が行った二五〇〇万ドル借款の借り換え契約であったことが、表向きの理由であったが、同時に中国側から要望のあった二五〇〇万ドルの優先権行使も支持している。契約成立をランシングが高く評価していることから、膠着状態に陥りつつあった新借款団交渉で、アメリカの立場を再び強化することが主な目的であった可能性が高い。⁽¹⁵⁾

しかし、このアメリカの単独借款は思わぬ理由によって頓挫してしまった。契約後にもかかわらず北京政府が、担保の変更を申し出てきたからである。内債の担保と干渉することを嫌った国内銀行の抵抗がその理由であった。結局、安定した担保が得られないと分かったシカゴ銀行の取締役会は、この借款契約を承認しなかったのである。三〇〇〇万ドルでさえ、当時急成長を始めていた中国銀行界の利害と対立したのであり、はるかに大規模な借款供与を行うはずの新借款団の不透明な先行きを暗示するかのような出来事であった。⁽¹⁶⁾

もともと、よく知られているように、このシカゴ銀行の契約を引き継ぐ形で太平洋拓業公司 (Pacific Development Corporation、以下P.D.C.) によるほぼ同額の借款契約が成立し、特に日米の単独借款競争を恐れていたイギリスやフランスに大きな衝撃を与えた。⁽¹⁷⁾しかし、その契約は、北京のアメリカ公使館が主導したものであり、国務省は蚊帳の外で

あった⁽¹⁸⁾。シカゴ銀行はまだしもアメリカ銀行団の一員ではあったが、PDCはそうではなく、また契約通りの金融能力があるかどうかも疑わしかった。アメリカ銀行団は早々に、この借款契約に興味がない（つまり肩代わりはしない）ことを國務省に通告している⁽¹⁹⁾。

以上のように、三国借款団案にせよ、単独借款にせよ、前者はヨーロッパ列強との共同歩調の確保が予想以上に難航し、後者は中国側の思わぬ行動やアメリカ銀行団の消極姿勢によって思うに任せず、國務省が利用可能な圧力行使策は（その意思とはあまり関係なく成立したPDC借款を除いては）ほとんど不発に終わっていた⁽²⁰⁾。翌年の二月には、病氣療養中のウイルソンの許可なく、閣議を招集したことをとがめられて、ランシングが國務長官を辞任している（後任はロルビー [Banbridge Colby]）。政権のレームダック化で、この頃のランシングの士気はいたく低下していた⁽²¹⁾。

多くの時間と労力を費やしてきたにもかかわらず、國務省が掲げた東アジア政策の重要な目標は何一つ達成されていなかった。日本の中国政策を抑制し、また中国の勢力範囲システムを抜本的に解消するはずの新借款団の成立は、日本の満蒙「留保」問題に進展が見られないため全く見通しが立っていない。イギリス外務省にいたっては、アメリカの必死の説得で一時の対日融和的な姿勢は改めたものの、それでも南滿州に限って日本の主張を認めることを最後の手段として覚悟すべきだと主張していた⁽²²⁾。しかも、日本を含めた新借款団の設立を一貫して優先してきたため、アメリカの中国政策の伝統ともいべき「不作為」は、依然として続いていた。このため、年明けすぐの二月に会計年度末を迎える北京政府は、出処を問わずに行政借款を受け入れる用意を半ば公然と表明していた。さらにシカゴ銀行借款の失敗によって、イギリスが提唱していた応急借款への賛同を、すでにアメリカは余儀なくされていたのである。このままでは、イギリスや日本の主導で、対華国際借款のためのフレームワークが事実上構築されてしまうおそれまでであった。

こうした中、一二月二〇日のラモントに宛てた手紙⁽²³⁾の中でロングは、新借款団への日本の参加——つまり現状の打開

が「満州とモンゴルにおける日本の特殊権益の主張を認めることで可能にな」ることを率直に認めた。ただし、排他的な政治的特権ではなく「満州・モンゴル地域での経済的産業的特権」に限ってである。同地や「他の中国の地域で、日本が何らかの政治的な権利を持つことを認めることから、アメリカ政府を救う」ために、以上の承認を行うというのである。具体的には満鉄や「あるいは指定された他の多くの鉄道で、実質的な事業の進展が見られ、あるいは……具体的な附随の事業が行われているものに関して、我々は〔除外を〕認めることが出来ます。さらに……特定のケースで、まだ着手されていない事業について——熟考の上——すでに完成している鉄道の一区画とみなして、実質的な進展がある〔事業だ〕という意思がある」というのである。つまり列挙主義による承認である。ただし、満蒙と日本との「特殊関係」を根拠とするのではなく、「実質的な進捗のある事業」を除外するとした新借款団規約にあくまでも基づいて、日本の主張と折り合いを付けようとしていた。

以上のようにロングがいう「特殊権益」の承認とは、日本政府の概括「留保」はもとより、満蒙と日本の特殊関係を根拠に、個別の権益をあげて留保を行うとする日本外務省の列挙主義とも懸隔があった。しかし、この内容でもアメリカ政府が直接承認することは困難であった。ロングは外交官ではなく「銀行家」であるラモントに、政府ではなく、アメリカ銀行団の代表として東京に赴いて、日本との交渉をまとめるように要請したのである。

この手紙の最後をロングは、日本の軍需物資購入の情報に触れながら、「私の主要な関心は将来のトラブルの可能性をつみ取ることにあります。このことを新借款団はやってくれるでしょう……」と締めくくっている。多くの問題が未解決のまま残されることを承知しながら、パリ講和会議におけるウィルソンがそうであったように、新たな国際政治のフレームワークの構築を優先して、限定的とはいえ、日本の主張を容認する「不正義」を行うことを、ロングは決心したのである。ただし、二回目はアメリカ政府に代わって、ラモントが行わなければならなかった。国内政治で敗退に追

い込まれつつある、ウイルソン構想の二の舞は避けねばならなかったからである。

2. ラモント訪日と日本の「フォーミュラ」

表向きラモントは「アメリカ政府とはまったく無関係である」とされたが、ロングだけでなく、ランシングや国務長官代理のポークとも会談を行い「完全に一致に達した」上で、二月初めに日本に出発した(到着は三月二日)。現地のモリス駐日大使に対しても国務省は、その活動に可能な限りの便宜を提供するように指示している⁽¹⁵⁾。

ラモントの到着直前のモリスへの指示の中で、新借款団をめぐる事態が非常に切迫していることを国務省は強調している。アメリカの提議からすでに一八ヶ月が経過しながら、日本政府の満蒙概括「留保」要求のためだけに、新借款団の設立はいまだ実現しておらず、借款を受けられない中国側の不満も大いに高まっていた。「自由かつ克己的な精神」を米英仏と共有している日本銀行団とはことなり、協調の姿勢を見せようとしない日本政府に対して国務省は不満を露わにしている。しかもアメリカ政府は、すでに「特定の事業に関する日本の利益が脅かされることはない」ことを表明して、譲歩を行っているのである。これ以上の問題の先延ばしは許されなかった。今回の交渉が不調に終われば、「競争と紛争の不利益」を承知しながらも、中国での事業展開を望んでいる「全てのアメリカの金融機関」に対して、アメリカ政府は支援を提供することになる。

ただし、厳しい口調で日本政府の態度を非難しながらも、「日本の正当な権利の安全を保証し、正しく日本のものであるべきものは放棄をする必要がない」との方式のもとで、「日本が完全かつ心から協力すること」が依然として国務省の希望であった。ラモントの交渉がうまくいかなければ、「新借款団の見込みが全く無くなってしまふ」ことをロングは覚悟していた⁽¹⁶⁾。国務省の指示が、交渉が決裂した場合には、三国借款の結成ではなく、アメリカ資本のすべての活

動を支援することになる、としていたのはそのためである。ロングは、特に国内の銀行界をまとめきれないフランス政府に不信感を持っており、日本の加入が実現しなければ、英仏との協調行動もうまくいかないと悲観していたのである。⁽¹⁵⁾

このため、著名な「国際金融家」としてのラモントの影響力に期待して訪日を依頼した國務省であったが、交渉を完全に委ねたわけでは決してなかった。モリスには「〔節目ごとに〕完全な報告を送るように」命じて、その都度に「〔國務省が〕指示を行う」と釘を刺している。⁽¹⁶⁾ さらにロングは個人的にモリスに指示を送り、ラモントによる交渉とは別に、石井・ランシング協定の秘密議定書を用いて「日本を揺さぶる」ことを計画していた。アメリカにとって「最も有利」な時機と方法で——つまり日本の譲歩を勝ち取るために使用される必要があるので、ラモントにも秘密にするように注意している。⁽¹⁶⁾

以上のように、ラモントの訪日は、日本の加入はもろろんのこと、新借款団の結成にとつてもほとんど最後のチャンスだと國務省では認識されていた。相当の危機感の下、ロングらはラモントを送り出したのである。

しかしながら、こうしたアメリカの切迫感を、日本側はほとんど共有していなかった。日本の概括「留保」要求に対する、一九一九年一〇月のアメリカ、そしてイギリスの回答が、「既得権を主として英米共に既成のものを害せざる旨申越」したものと考えられたため、交渉の妥結をそれほど悲観していなかったためである。ラモント訪日前の一月二日の閣議では「多少譲歩して本件を決する事」で合意されている。なお、伊東巳代治はもっぱらイギリスの回答文に強く反応し、列挙主義を推す外務省の「非現実性」を強く非難した際とは打って変わって、満蒙権益の留保に色気を見せ始めている。⁽¹⁶⁾

以上のように〈多少の譲歩〉によって新借款団問題を解決することにした日本政府は、おそらくラモントの訪日に合わせたであろう、三月二日付で、前年一〇月のアメリカの覚書に対する返答を送付する。その内容は満蒙地域と日本

のあいだの「死活」的な関係を理由に、「国防」と「国家及び国民ノ生存上」必要不可欠な留保をなさざるを得ない日本の立場に理解を求めた上で、日本の要求は決して中国国民の「志望」や滿蒙地域における「列国ノ利益」を無視して、地域全体の経済利益を壟断したり、政治的かつ排他的な権利を主張するものではないと明言したのである。その証拠として、留保を希望する個々の権益名を具体的に列挙している。

除外対象にあげられた鉄道権益は、前年一〇月のメモランダムでランシングが例示していたものより「過大」ではあったが、「すでに完成している鉄道の一區画とみなす」ことで、ロングが希望していたように、日本の特殊関係には言及せず、新借款団規約の拡大解釈だけで処理可能なものであった。このために、国務省はそのまま受け入れる意向を固める。⁽¹⁶⁾新借款団の結成にとって最後の障害であった、日本の概括「留保」要求の撤回を最優先したのである。しかしながら、この対米覚書と同時に日本政府が提示した「フォーミュラ」によって交渉は再び紛糾する。

「南滿州及東部内蒙古ニ関スル借款ニシテ、帝国ノ国防並国民ノ經濟的生存ノ安全ヲ確保スル上ニ於テ重大ナル障害ヲ来タスト認メラルルモノニ付テハ、帝國政府ニ於テ其ノ安全ヲ保障スルニ必要ナル措置ヲ執ルノ自由ヲ留保ス」⁽¹⁶⁾。

以上の承認を前提に、日本政府は昨年五月の新借款団決議を承認するとしたのである。なお日本政府は、この「フォーミュラ」を、カーゾンの求めに応じて案出したと説明していた。確かにイギリス外務省は、地域的な留保とは異なる、日本の「国防上」の安全を保障するような方式 (a formula) はないかと日本側に求め、督促までしていた。⁽¹⁶⁾ただ、日本の国防上の安全を保障するために「地理的留保ではないとの了解の下に南滿州に限り、我留保を承認する」ことは出来

ないかとの珍田の問いかけに、「毫毛交譲ノ色ヲ示サ」なかつた事実から、満蒙全体を対象とする日本の「フォーミュラ」がカーゾンの想像をはるかに超えていたことは間違いないであろう。⁽¹⁶⁾どちらにせよ、事前にアメリカの意向を全く探ることなく、カーゾンからの要請だけを理由に、概括「留保」とほとんど変わらない要求をなしたことはかなり不注意であった。交渉の決裂さえ深刻に危惧しているアメリカ側の緊迫感を、日本政府がほとんど認識していなかつた証拠であろう。ラモントによる交渉を「最後のチャンス」と考えていた国務省の政策担当者たちは、交渉の妥結を考え始めていた日本政府とは対照的に、その「フォーミュラ」に大きなショックを受けた。マクマリーは、これまでの朝鮮や満州における日本の“defensive right”の主張が、前者では韓国の併合に、後者ではタフト政権が推し進めた錦愛鉄道計画の頓挫につながつた事実を強調し、「フォーミュラ」の承認は「満蒙からの列強の」追放が完成する文言」への誓約を意味すると危機感をあらわにしていた。⁽¹⁷⁾

こうした中、ロングはかねてから考えていた石井・ランシング協定の秘密議定書の具体化させ始める。まず同協定の本文によつて「日本の特殊権益 (Special Interest) は承認されており、日本がアメリカの活動を恐れる理由は何もない」はずであった。同時に日本は、その秘密議定書によつて「中国を侵略するために、大戦時のような (国際) 状況を利用しない」ことを誓約していた。つまり、石井・ランシング協定は、「日本が当該地域においてある一定の経済的、産業的権利を持つ」ことを認めているとともに、この日本の特殊利益が「非政治的」なものであることを明らかにしている。ロングは考えたのである。確かに近接する地域との国防上、経済的生存上の緊切な関係を主張することは可能だが、それはどの国にも適用される「国際法の一般原則」に過ぎず、わざわざ「公的な形で再保証することは不必要かつ過剰」であることを、日本政府に認めさせようとしたのである。⁽¹⁸⁾

ロングは以上の交渉戦術について、マクマリーの同意も得た上で、長官代理のポークを通じて、ウイルソン大統領の

最終的な許可を求め万全を期した。国務省が現在「日本を新借款団に加入させるための最後の努力を行っている」こと、そして秘密議定書が「アメリカが持っている唯一の外交上の武器」であることに留意して、早急に承認するように要請している。ただし、同協定は、まがりなりにも日本と（満蒙だけでなく）中国との特殊関係を認めており、アメリカとしては出来れば持ち出さたくない諸刃の剣であった。このため、即時の実行を考えていたわけではないが、「最後の手段」を適切なタイミングで使用するために「前もってモリスに指示を与えておき、その裁量権を承認しておく必要」があったのである。秘密議定書の使用に関する指示は、すぐにウイルソンの承認を得て打電されている（三月一日）⁽¹⁶⁾。

一方で東京のラモントは、モリスと密接に連携・協力しながら、イギリスのオルストン代理大使とも盛んに連絡を取り、事態の打開のために精力的な活動を行っていた。有力な財界人とはもちろんのこと、モリスの人脈を通じて、原や内田を初めとした主だった閣僚や、外交調査会委員、さらには（直接ではないが）元老の山県有朋とも接触している。しかも皆が「新借款団案への支持を個人的に表明してくれた」という⁽¹⁷⁾。よって新借款団に反対している唯一の政治勢力は「軍閥」にはかならなかつた。「日本での仕事は、とても偉大で興奮するゲームだ。ミリタリー・パーティが私を不利な立場に置こうと画策している。リベラル派が私に密かに会いに来て、彼らは私のために働いてくれる」⁽¹⁸⁾。その日本政治イメージは、国務省の担当者と比べてもかなり単純化されたものだったが、このことが自身のカウンターパートとなった井上準之助への極めて高い評価と深い信頼にもつながっていた。井上は「近代日本の自由主義グループの卓越したタイプ」であり、満蒙の概括留保に執拗にこだわっている強力な「軍閥」を封じ込めるために、勇敢に政府に働きかけている、とラモントはイメージしていたのである⁽¹⁹⁾。

二人は三月四日から五度の会談を行ったが、特に食料・人口問題を理由に、日本と満蒙の「特殊の関係（unique relation）」への理解を訴える井上に対して、ラモントは強い共感を示した。「満蒙両地が日本の国防上の必要から、ま

た日本の経済上の立場からも、日本の生存にすこぶる必要な土地であることについては、何も異存がない」と応えている。そもそも自身が起草した借款団規約に「実質上ノ進捗 (Substantial progress) ヲナシタルモノハ、他ト共同経営 (Pool) スル必要ナシ」との一節を挿入したのも、こうした正当な国家的要求を満たすためであったとラモントは説明した。⁽¹⁷⁾そして、この一節を「広く寛大に解釈して」、日本が列挙している鉄道権益 (未着手のものがほとんどであった) を共同経営から除外することを請け合つたのである。井上のいう「日本の特殊関係 (unique relation) を認める、以上、実際問題として (以上の) 協定にどのような困難もあろうはずが」⁽¹⁸⁾なかつた。

第一回目の会談の後に「フォーミュラ」の内容を知つたラモントが深い失望を表明する場面があつたものの、両者の話し合いは極めて友好的に進んだ。⁽¹⁹⁾三月一〇日にはラモントとモリスが問題の解決策として考案していた日米銀行団間の往復書簡案が完成する。アメリカの提議から両者の会談にまで二〇ヶ月近くもかかつたことを考えれば、確かに「経済の論理」を共有する井上とラモントの交渉はすこぶる生産的であつた。⁽²⁰⁾

しかし、この往復書簡案は、大きな修正を余儀なくされる。「軍閥」が支配する日本政府が、ではなく、「完全に一致に達して」ラモントを送り出したはずの国務省が、その内容を認めなかつたのである。新借款団設立問題の解決のためには、もう一度「政治の論理」による最終調整が必要であつた。

3. 決着

三月一〇日の井上・ラモント会談で合意された往復書簡案に国務省が頑として首を縦に振らなかつたのは、アメリカ銀行団が差し出すはずの書簡内容に原因があつた。日本側からは、前年六月に提出した滿蒙の概括除外要請を取り下げ、新借款団の「一般的趣旨及目的ニ衷心賛同」するとの内容であり、アメリカ政府が望んでいた文言そのものであつた。⁽²¹⁾

しかし、それに対するアメリカ側の返答案は、まず「貴団ノ滿州、及蒙古ニ関シテ有スル（貴団ノセラレタル如ク）經濟的見解（人口・食糧問題）ヲ明瞭ニ了解」し、更に「南滿州ニオケル鐵道ノ發達ノ朝鮮ノ軍略上ノ地位ニ、或ル關係有スベシ」という主張を「了認」していた。特に後段は大問題であった。それを理由として「四国銀行団ノ一致ナクシテ（つまり日本の同意なくして）南滿州ニ於テ新鐵道線路ノ敷設ヲ企図センコトハ、全然米國銀行団の趣旨ニ反スルモノナルコトヲ声明スル」と明言していたからである。しかも末尾には「本書ハ……英仏銀行団、随テ又米、英及仏ノ各國政府ノ同意ヲ得タル上ニテ初メテ貴団ニ傳達スル」と丁寧にも断つてあつた。⁽¹⁹⁾この内容では、南滿州での新借款団の活動に対する日本の〈拒否権〉をアメリカ政府が承認するのと同様であり、わざわざ「アメリカ政府と無關係」のラモントを派遣した意味はほとんどなくなってしまう。日本と滿蒙の〈經濟的特殊關係〉を積極的に認めることで、新借款団交渉を打開しようとしたラモントの「經濟の論理」は、どのような形であれその「公認」を好まない國務省の「政治の論理」の前に拒否されたのである。

「南滿州に関する日本の〈拒否権〉を認めるような内容が書簡案に含まれていたことには、結果として、イギリス外務省の意向が強く反映されていた。くだんの「フォーミュラ」を含む日本の覚書を受け取つた際、先述したように國務省は、日本が除外を求めてきた鐵道に関してはすべて受け入れるつもりであつた。地理的・政治的な留保を取り下げさせ、勢力範囲の存在を認めないアメリカの原則が守られるのであれば、実質的な譲歩には当たらないと考えたためである。しかしイギリス側はそうは考えなかつた。列挙されている鐵道のうち、滿鉄から西（長春・洮南／四平街・鄭家屯／鄭家屯・洮南）と、そこからさらに南（洮南・熱河及び同線の一地点から海港に至る線）に延びる予定線については、従来からの「日本の特殊權益範圍」とは異なると激しく反発したのである。⁽²⁰⁾勢力範囲システムはもはや現在の國際政治の「精神」と一致しないと珍田に説教をしたカーゾンであつたが、交渉が具体的な權益の問題にかかると、「新外交」の

原則よりも、勢力圏外交のルールを優先したのである。

結局、日本の同盟国との共同圧力を重視した国務省は、地理的・政治的留保を許さないとの原則は固守したものの、洩熱線の提供を日本に求めることでイギリスと折り合いを付けて、三月二日の日本の覚書に回答を行っている。このためラモントも、井上との会談で、途中から洩熱線の提供を要求することを余儀なくされた。往復書簡案に、実質上の日本の「拒否権」を盛り込んだのは、その代償であった。井上を代表とする「日本の財界のリーダーたち」が、感情的な世論や政府内部の強硬派を説得し、「軍閥」に対抗するためには、この代償は「かなりの程度正当かつ合理的」であった。⁽⁸⁾ ラモントは、モルガンに仲介を頼んでまで、自身の往復書簡案を受け入れるように国務省に要請している。

井上との会談で一致した往復書簡案を承認するようにラモントとモリスが本国を説得している頃、三月二日の日本政府の覚書（「フォーミュラ」）に対する米英両国政府の回答が送付され、事態は大きく動く。⁽⁹⁾ 両者ともに「フォーミュラ」と洩熱線の除外要求を取り下げようとするものであったが、「従来我国が満蒙を勢力範囲なりと漠然主張せし趣旨より寧ろ具体的に保證する事なるが如き返答」と、日本政府（少なくとも原）はその内容を意外にも好意的に評価したのである。⁽¹⁰⁾

おそらく原や内田は、特にアメリカの覚書にあつた以下の文言から、満蒙との特殊関係を主張する日本の立場が認められたと考えたのである。

① 「米国政府ハ日本ノ『フォーミュラ』ニ於テ表明セラレタル主義ノ主眼トスル所ニ対シテハ、敢エテ同感ヲ表セザル次第ニハ非ズ」。

② 「米国政府ハ日米間ニ現存スル了解（石井・ランシング協定）並日本ト借款団ニ参加スベキ他ノ列国トノ間ニモ同様存在スト思惟セラルル了解ノ特殊關係ニ顧ミ、新借款団ガ日本ノ経済的生存又ハ国防ニ背反スル何等措置ヲ試ミ

ルモノアルベシト懸念スル要ナシ」。

③「如上ノ次第ニ付、日本ノ緊切ナル利益ニ危険ヲ及ボスガ如キ優先権（オプシヨン）ニ対シ支援ヲ拒斥スベキコトハ明ラカニシテ、日本ハ之ニ就テ偏ニ他ノ二列國ノ誠意ニ信賴シ意ヲ安ンジテ可ナリ」。

もちろん国務省自身は、一般的な国際法の原則を強調したりして、「勢力範囲」の承認にならないように細心の注意を払っているが、日本との妥協を優先していることもあって、表現はかなり弱い。

その後ラモントと井上の間でもう一度往復書簡案が練り直され、国務省が希望したとおり、除外される権益のみを列挙した内容で合意を見ている（三月二六日）⁽¹⁶⁾。原内閣が「フォーミユラ」の取り下げを求める米英からの回答の内容を、高く評価した結果であろう。同日に、新たな対米・対英回答案も外務省によって用意され閣議で承認された。この回答案では「フォーミユラ」が完全に撤回され、新借款団交渉の開始以来、日本政府が一貫して主張してきた概括的な留保が初めて姿を消したのである。⁽¹⁷⁾

石井・ランシング協定の秘密議定書の暴露を考慮するほど、交渉の行方を悲観していたロングにとって、この結果は期待以上であった。本稿の冒頭で述べた、ロングの〈自画自賛〉は、新たな往復書簡案の内容と日本政府の回答文の概要を、ラモントやモリスがいち早く知らせてきた際のものである。⁽¹⁸⁾満蒙における特殊権益を主張し、国家統合と経済的・軍事的安全のために特権を主張してきた日本は、今や留保無しで我々の提案を受け入れようとしていた。⁽¹⁹⁾ラモントと井上が用意した往復書簡案の抜本的な修正と、日本の「フォーミユラ」の撤回のどちらにも成功した結果に、ロングは満足したのである。

ただし原内閣は、代わりに二つの条件を新たに要求している。一つは、満鉄の平行線を新借款団が敷設しないか、あるいは敷設する場合には日本の許可を得ることであり、もう一つは、新借款団に提供する洮熱線の建設について、イギ

リスの協力を約束することであった。⁽⁹⁾ この要求が米英に承認されると考えていたかは疑問だが、両国が尊重するとした「日本の緊切な利益」の具体例を示して、その反応を最終的に確認しようとしたのであろう。なお滞在中の北京でこの事実を聞かされたラモンは「内田に対する軍閥の最後の奮闘」と激怒したが、⁽¹⁰⁾ 事前に確認したと思われるモリスやオ
ルストンは、特に問題にすることもなく、そのままの受け入れを本国に具申ししている。⁽¹¹⁾

結局、米英両国政府からほぼ同文で、以下のように取り下げを希望する要請が届いた。

「日本政府ノ提議第一点ニ対シテハ……米國〔英國〕政府ハ日本〔其ノ同盟國ノ日本〕ノ緊切ナル利益ニ背反スル
何等ノ舉措ニ出ヅルノ意圖ヲ有スルモノニアラズ。且米國政府ガ欣然約諾セムコトヲ声明セル保障ハ、充分日本ノ
利益ヲ擁護スルニ足ルベシ……今ヤ借款團ノ成立ニ関シ、〔ドル外交時代とは〕事情一変セル一新時代ノ曙光ヲ見
ムトシ、列國ハ競争ヲ排シ、寧口和衷友好的協力ニ依テ行動セザルベカラズ……列強財團ノ一当事者ニ対シ一鉄道
ノ建設ヲ拒否スルノ權ヲ許スルガ如キハ借款團計畫ノ根本原則ニ背反スルモノト謂フベシ……第二点ニ於テ予想
セラルガ如キ事態〔日本一國での洩熱線の建設〕ハ已に米國〔英國〕政府ノ確認セル……〔新借款團〕規約第四
条ニ規程セラレタル所ナリト思考ス」。

国務省やイギリス外務省にとつては、日本の要求は交渉妥結前の〈最後の抵抗〉にほかならなかつた。だが、日本政
府にとつては、アメリカやイギリスが強調した〈列國の誠意〉を必要とする具体的な状況を示してもなお、両国政府、
特に「新外交」を掲げるアメリカが「日本ノ緊切ナル利益」に反した行動を取らないことを改めて言明したことは大き
な成果であつた。つまり、少なくとも日本政府にとつては、新借款團問題の妥結を決断するにあたって、「政治の論理」

に基づく判断が最も重要な意味を持ったのである。

原が以下の有名な文言を日記に記して、新借款団問題の決着を確信したのは、ラモントと井上の協議が最終的にまとまった三月二十六日も、実際に日米の銀行団間で往復書簡が交わされた五月一日でもなく、まさに以上の米英の回答を内田から聞かされた五月四日である¹³⁵。

「我に於ては滿蒙は我勢力範囲なりと漠然主張し居たるに過ぎざりしものが、今回の借款団解決にて具体的に列國の承認を得たる事にて将来の爲め我利益多しと思う」。

ただし、原が高評価したアメリカやイギリスの回答は、もちろん日本の「勢力範囲」の存在を承認するものではなかった。そもそも国務省が、新借款団構想の崩壊に恐怖しながらも、二年近くの長期にわたる交渉を続けてきたのは、日本の「勢力範囲」を承認せずに、その新借款団への加入を取り付けるためであった。東部内蒙古関連の唯一の既得權益であった洮熱線も、銀行団間の往復書簡によって新借款団に提供することが確定する。このため実際に保持することが出来た条約上の「特殊權益」は、日本が一貫して主張していた「滿蒙」ではなく、南滿州に局限されることとなったといえよう¹³⁶。さらにラモントが承認するつもりでいた日本と滿蒙との〈經濟的特殊關係〉でさえ、国務省の強い反対で往復書簡案からは完全に削除されてしまったのである。

にもかかわらず、「經濟の論理」にもとづく銀行団間の了解で後退しても、「日本ノ緊切ナ利益」が滿蒙に存在することを、政府間の公文で事実上認めさせたことは原内閣にとつては十分に評価に値する結果であった。もちろんこの「緊切ナ利益」が排他的な政治的特権や勢力範囲を意味しないことは、逆に日本政府が政府間の公文で明言させられている。

しかし、勢力圏システムの解消を前提とする新借款団の成立後にあつてもなお、滿蒙權益の正当性を主張する根拠を何とか確保したことは、勢力圏外交からの脱却と滿蒙權益維持の両立を目指していた日本外交にとって重要だったのである。

このように新借款団問題に関する日米の「妥結」が、日本による概括「留保」の撤回と、(列挙主義というよりも)英米による「緊切ナル利益」の尊重の事実上の「取り引き」であつたことには、外務省の実務担当者たちが原よりも自覚的であつた。中国問題が議題にあがることを予想していたのだろうか、國際連盟の第一回總會対策のために外務省が準備した調書の中には、パリ講和會議前に政務局第一課によつてまとめられた「支那ニ於ケル勢力範圍撤廢問題ニ關スル研究」が見える。条約上の優先権の一律除外を主張した上で、最終的には「滿蒙留保」のみを確保するとした意見書である。しかし、当該部分には「(註)」が付され、「新借款団ニヨリ事実上撤回セラレタリ、但シ国防及國民經濟的生存ヲ害サ(ザ)ル、コトノ一般的保障トシテ残存ス。此ノ保障ト石井ランシング協約ノ關係ハ永ク問題タルベシ」との説明が追加されている。⁽¹⁵⁾石井・ランシング協定との關係が問題とは、同協定が日本と中国との「政治的」な「特殊關係」をも承認しているとの日本側の主張が、新借款団交渉の結果かなり弱められたとの認識が外務省内にあつた証左である。交渉の終盤、滿蒙との「特殊關係」を強調する日本に対して、アメリカ側は「同情」や「理解」を盛んに示しながら、それが日本だけでなく、どの国家に対しても適用される「一般的保障」であることを常に明確にしていたからである。

以上の認識をもとに、ワシントン會議直前には、勢力圏外交秩序の溶解に滿蒙政策を適合させようと、外務省内で滿蒙權益の一般化・相対化が真剣に検討されることになる。出淵勝二や多くの國際金融家が主張していたように、「新外交」呼応策を滿蒙問題にも適用する構想は、かなりの広がりを持ちつつあつたからである。しかし、參謀本部が新借款団問

題の妥結を「帝国ノ今次ノ政策ハ全然失敗」と酷評したように、国際秩序の変容や性格に関係なく、滿蒙權益の「特殊化」を追求すべきとの意見も、日本政府内に根強く存在した。⁽¹⁹⁾

結局、「勢力範囲主義」への反対を原則としながら、日本の滿蒙留保を「一般的保障」によって事実上黙認する方式は、その後のワシントン会議にも引き継がれた。中国をめぐる国際政治の原則が門戸開放と機会均等であることを明らかにした九カ国条約の中に、「友好国ノ安寧 (security) 二害アル行動」を差し控える、との一節が挿入されたからである（ルート四原則）。これと引き替えの形で、幣原喜重郎らの日本全権は、「滿蒙特殊權益」の明文化に固執する本国を説得したのである。⁽²⁰⁾

以上のいわゆる「安寧条項」は、新借款団問題におけるアメリカの覚書よりも、さらに一般的な表現であったが、それでも、滿蒙權益の一般化・相対化を真剣に考慮する緊急性が後退するには十分であった。大戦以来の懸案であった対米関係の改善が大幅に進んだことで、国内政治上、極めてデリケートな意味をもつ滿蒙政策の根本的な見直しにまで踏み込む必要性が、政策転換を主導してきた外務省にとっても大幅に低下したからである。

しかし、ワシントン体制成立後も、滿蒙權益の国際政治上の位置づけが不安定なままであることに変わりはなかった。イギリスの〈変節〉を理由に、滿蒙除外の全面的な撤回を訴える伊東巳代治の主張が日本政府の政策にほとんど影響を与えなかったように、他列強の勢力範囲との相互尊重の枠組のなかで、滿蒙權益を保持していく政策は日本自身の選択によって明確に否定されていたからである。

しかも、おそらくそれに代わるものとして原敬や幣原喜重郎が高く評価した、アメリカやイギリスの「一般的保障」は、これらの国が日本の「緊切ナル利益」を侵害しないという消極的な誓約であって、滿蒙權益の保持に対する関与や責任を約束したものはなかった。日本外交は、勢力圏外交秩序を否定することによって、確かに対米協調の確保と滿

蒙權益の實質的な維持の両立には成功したが、その代償として、滿蒙權益の正当性を（非公式であれ）担保する安定した国際的な枠組を喪失したのである。

結 論

アメリカの提議から約二年、本格的な交渉開始からだちょうど一年の月日をかけて、新借款団設立問題は決着をみた。アメリカ政府の希望通り日本銀行団は、滿蒙の概括除外を求めた一九一九年六月一八日の書簡を「日本政府ノ訓令ニ基ツキ」撤回し、米英仏の各銀行団と「同一ノ条件ノ下」で新借款団に加入することを表明したのである（日米銀行団往復書簡¹⁹）。その後、一九二〇年一月にニューヨークで開かれた銀行家会合を経て、新四国借款団は正式に成立する。

ただし、本章で示したように、日本銀行団の「無条件」での加入と引き替えに、アメリカ側も多くの譲歩を行っていた。銀行団間の書簡という形ではあったものの、新借款団の正式の成立前に、除外対象となる既得權益を日本に限定して特別に明記した。さらに、地理的近接性は国家間に特殊の關係を生むとの一般原則の系論としてではあったが、滿蒙に日本の「緊切ナル利益」が存在し、かつそれを侵害しないことを事実上誓約したのである。

アメリカ外交が強いられた政治的コストはこれだけではなかった。日本を説得するあいだ、財政難に苦しむ北京政府に対する借款供与はかなわず、山東問題で決定的に失墜した信賴の回復は結局後回しとなつてしまった²⁰。くわえて、日本への共同圧力を確保するために、英仏との關係調整にも、多くの時間と労力を割かなければならなかった。むしろ、一九二〇年三月以前のアメリカの外交努力のほとんどは、一筋縄ではないかないこのヨーロッパ列強との關係調整に、必要以上に向けられていたようにさえ思える。その結果、最も肝心であつた日本に対する外交上のメッセージは、なかなか

か正確に伝えられなかったのである。

成立した新借款団が、こうしたアメリカ外交の努力と犠牲に見合うものであったのかは議論が分かれよう。中国の政情不安定とアメリカ銀行団の消極姿勢、あるいは各銀行団間（特に英米）の運営をめぐる主導権争いや目的意識のギャップなどが重なって、日中戦争の勃発でその活動を停止するまでのあいだ、新四国借款団は文字通り一度も借款供与を実施することがなかったからである。また先ほど確認した数々の譲歩を考えれば、国務省の担当者たちが当初意気込んでいた通り、ウイルソン（山東問題）やランシング（石井・ランシング協定）の「過ち」を正すことが出来たのかも、心許ない。範圍や表現はかなり限られていたとはいえ、日本の「緊切ナル利益」を認めたアメリカ政府の公文が、日本の排他的な中国政策の正当化に使われる、第二の石井・ランシング協定となる可能性もあった。多くの先行研究が、新借款団成立の意義を、よくても現状維持的なものと評価するのも当然といえよう。

ロングを初めとした国務省の政策担当者たちが、新借款団設立交渉の結果に完全に満足していなかったのは間違いない。しかし、やはり日本が「勢力範圍主義」を主張する意思を公文上で明確に否定して、無条件で新借款団に加入したことは誇るべき成果であった。新借款団交渉の過程を振り返った、おそらくロングの手になる長文のメモランダムは、まず大戦を利用して進展してきた「中国の政治情勢の日本による独占的支配」に終止符が打たれたことを強調している。南満州の鉄道権益は確かに日本の手元に残ったものの、主要列強の概括的な投資優先権は——山東も滿蒙も例外なく——すべて、新借款団に提供されたからである。この結果、個別の権益拡張はともかく、西原借款のような中国の金融・貨幣システムを日本の政治的支配下におきかねない大規模な借款供与は、事実上不可能となった。大戦中からの日本の大陸拡張政策の流れは明確に断ち切られたのである。²⁰⁾

次いでロングが重視しているのは、交渉過程で交換された外交文書や声明によって、イギリスとフランスから、「勢力

「範圍主義」を否定する言質を得たことであつた。カーゾン外相やイギリス外務省が、「新外交」のレトリックを活用して、日本側に譲歩を迫つたのはすでに見たところである。当然、英仏の銀行団は新借款団に無条件で加入しており、それぞれの政府もこれを公に承認していた。

もちろんこうした事実だけで、勢力範圍が完全に姿を消したとか、あるいは英仏が「新外交」の理念を受け入れたと、ロングも考えたわけではない。しかし、日本に政策変更を迫るために行われたヨーロッパ列強の「新外交」は、こんどは彼らの中国政策を拘束することになる。つまり、それ以後の外交方針で、「新外交」理念との整合性をつける必要性が生じたのは、なにも日本に限らなかつた。「経済的部分」とどまらず、新借款団の設立は、「新秩序」としてのワシントン体制の成立にとつて重要な前提条件を整備することになつたのである。

「経済の論理」から、ラモントによつてその投資価値を否定された滿蒙地域の新借款団への包含を、國務省が最後まで譲歩しなかつた重要な理由の一つは、以上のためであつた。個別の既得権はともかく、将来の排他的な政治的・経済的支配につながるような、概括的な投資優先権を日本の掌中に残すわけには行かなかつたのである。また、いくら現実的な処方箋であつても、南滿州に限つての概括留保の容認といつた、勢力圏外交のルールを肯定するような譲歩を日本に対して行うことは問題外であつた。新しい国際借款団を、「帝國主義国家」の「トラスト」にするつもりは毛頭なかつたからである。日本の中国政策の抑制に止まらず、将来における勢力範圍システムの解消が、アメリカ外交の根本的な目標であることを、國務省は最後まで明確に意識していた。

ワシントン体制の成立にとつて、同時に重要な意味をもつたのは、國務省の政策担当者たちが中国をめぐる列強間關係の複雑さとアメリカ外交の限界を痛感したことであつた。日本との決定的な対立につながりかねない三国借款団案だけでなく、日本との妥協をめざした既得權益の列举除外案では、日本の「勢力範圍」の拡大を恐れるイギリスの強硬な

主張で、意に反して条件をつり上げることが余儀なくされた(洩熱線の包含)。フランス政府も、新借款団規約の内容や、参加銀行団と政府との関係をめぐって細かな要求をつきつけ、その調整に国務省は予想外の時間を取られている。しかし、シカゴ銀行の単独借款契約が失敗におわつたように、アメリカが単独で日本に行使できる影響力は極めて限られているように思われた。実際には日本では、対米関係への考慮を第一の理由として、外交政策の転換が進みつつあったが、その事実をほとんど認識していなかったアメリカ国務省は、自身の対日政策を抑制してでも、英仏列強との共同歩調を重視せざるを得なかったのである。

確かにこうした〈列強協調〉の必要性は、西原借款に直面した時にも、ランシングやロングが認識していたことではあった。ただしそれは、国力のほとんどをヨーロッパ大戦に傾注せざるを得ない、大戦中に限られたものであるはずであった。しかし、新借款団交渉を通じて国務省は、大戦後であっても、東アジアの国政政治でアメリカ外交の「正義」を実現するためには、主要列強とのあいだに安定した協調関係の枠組を構築することが必要なことを思い知らされたのである。

最後に見落としてはならないのは、まだ関係改善と呼ぶには早すぎたものの、大戦中から中国問題をめぐって激しく対立してきた日米関係の基本的な構図に、確かな変化が見られはじめたことであろう。もちろん満蒙除外をめぐって日米交渉が大いに紛糾したことから、アメリカの外交当局者の対日不信感が払拭されたとはとても言えない。しかし、既得権益の除外とアメリカ政府による「一般的保障」を得た上ではあったが、日本がアメリカの主張する原則を受け入れた事実は重要な意味をもった。確かに、日本政府の立場は、新借款団への無条件での参加は、国防上・経済生存上の緊切性と地理的な近接性から、自然に生じる満蒙との「特殊関係」に、どのような影響も及ぼさないというものであった。だが、「満蒙特殊権益」の国際政治上——少なくとも日米関係上の意義は、日本が概括的な留保を行うか否かで大

大きく異なつた。ロングが評価したように、概括「留保」を撤回することによつて日本政府は、滿蒙に対する特殊關係の主張を、中国全土での優越的な地位に拡大する意思を初めて具体的に否定して見せたからである。

もちろん、大戦終結後すぐの原内閣による中国政策の見直しによつて、國務省が懸念していた可能性は実際にはすたなくなつていた。⁽²⁰⁾しかしこうした事實は、ウィルソンによる日米「妥結」が國務省の政策担当者に受容されていなくなつたこともあつて、全く認識されていなかった。このことが、交渉の長期化によつて苦しい立場に立たされながらも、國務省がどのような形であれ日本の概括的な「留保」を認めようとしなかつたもうひとつの理由である。つまり、滿蒙除外の撤回は、日本の政策變化の兆候を、初めて、アメリカの外交当局者に認識させる効果を持つた。

こうして、新借款団問題の決着以後、アメリカの東アジア政策には、日本の滿蒙權益という「不正義」を許容する（余地）が生まれた。「勢力範囲」としての公認を主張したり、あるいは中国での排他的な政治的影響力の擴張に利用したりしなければ、「滿蒙權益」の存在を黙認することは、自身の中国政策構想への日本の協力を取り付ける代償として、理想的ではなかつたものの、正当化できるものではなつたのである。パリ講和會議におけるウィルソンの政治的判断が、もういちど繰り返されたといえようか。日米關係の本格的な改善のためには、共和党政權の誕生による政治的リーダーシップの回復が不可欠であつたが、新借款団設立交渉を通じて、こうした判断を理解できる程度には國務省の東アジア政策は「現実主義化」していた。

この二つの約束事を日米の外交当局者が直接確認し合つたのが、ワシントン會議で締結された九国条約であつた。日本の中国政策が「ワシントン會議の精神」に合致しているかぎり（つまり門戸開放と機會均等を支持し、排他的な政治的・經濟的優越を追求しない限り）、滿蒙問題が再び日米間の直接の争点になる可能性は否定されたのである。そして実際に、対米協調の実現を目的に、勢力圏外交からの脱却を主導した外務省の「國際協調」外交は、この暗黙の、しか

し半ばワシントン体制に埋め込まれた了解を破ることはなかった。新借款団問題が妥結する前から、中国において排他的かつ優越的な地位を追求する政策は、「新外交」呼応論に基づく日本外交の転換によって、すでに現実的な政策選択肢ではなくなっていたからである。

満蒙問題が大紛糾した末での新借款団問題の決着は、こうした日本外交の変化をすぐにアメリカ側に理解させるものではなかったが、日米協調への道は大きく拓かれる。「満蒙除外」という「新外交」呼応論の唯一のアキレス腱が——日米関係の枠組のなかでは——ともかくも解消されたからである。新借款団設立交渉を通じて、日本外務省内の政策転換の主唱者たちは、「満蒙除外」への樂觀論をはっきりと改めることになった。

こうしてパリ講和会議以降、進展してきた日本外交の政策転換が、アメリカの東アジア政策の現実化と、日本の「新外交」呼応論の修正によって、現実の日米関係と中国をめぐる列強間関係に反映されはじめた。この結果、二一ヶ条要求以来、日本の拡張政策への対抗や融和を基本的な構図として展開されてきた東アジア・太平洋地域の国際関係は、新四国借款団設立交渉を契機として、日本をもそのパートナーとする戦後国際秩序の構築にむけて、ようやく動き出すのである。同時に、勢力圏外交秩序が復活する可能性もほぼ絶たれた。イギリスの認識がどうであれ、日本の政策転換がアメリカに認識され始めたことで、勢力圏外交を旨とする主要大国によって、戦後の国際秩序が再構成される可能性がなくなったからである。

以上のことから、満蒙における日本の既得権益の黙認に目を奪われるあまり、新四国借款団設立交渉の全体の意義までを「現状維持」と結論することは正確ではない。新借款団問題の妥結は、満蒙の現状維持と引き替えの形で、中国をめぐる列強間関係の現状を将来にわたって大きく変更したのである。

- (1) パリ講和会議でのウィルソンと牧野の日米「妥結」については、拙稿「ウィルソンと日本——パリ講和会議における山東問題」(『同志社法学』第五六巻第二号、二〇〇四年七月) 八〇——一六六頁を、日本外務省内の政策構想の変容とその特質については、同「対列強協調から対米協調へ——日本外務省の政策構想の変容」(同右、第五八巻第四号、二〇〇六年九月) 二二九—二九五頁を参照のこと。なお、「新外交」呼称は、外務省政務局第一課において、課長の小村欣一を中心に形成された。
- (2) Noel H. Pugh, *Paul S. Reinsch: Open Door Diplomats in Action* (New York: KTO Press, 1979), p. 263.
- (3) 小村欣一の勢力範囲撤廃論については、前掲、拙稿「対列強協調から対米協調へ」二五四—二五一頁。
- (4) 酒井一臣「新国際借款団と国際金融家——国際協調の論理と限界」(『史料』八四巻二号「二〇〇一年三月」) 一〇四—一三三頁。酒井は「文明国標準」を、「政治・経済・文化にいたるまで、西欧文明を標準として非西欧諸国に対応することと定義している。同論文、一〇八頁の注。詳しくは、酒井による関連論文を参照のこと。「帝国日本と『文明国標準』——大正期南洋群島問題を中心に」(『渋沢研究』第一二号、一九九九年一〇月)。「ワシントン会議への道——太平洋問題と『帝国』日本」(『法学政治学論究』第四三号、一九九九年一月) 七〇七—七三六頁。
- (5) 三谷太一郎「ウォール・ストリートと極東——ワシントン体制における国際金融資本の役割」(『中央公論』一九七五年九月号) 一五七—一八一頁。
- (6) ほかに、国際金融家の役割に注目する研究として、于乃明「新四国借款団と中国——小田切万寿之助を中心に」(一九一八—一九二二)(『筑波大学地域研究』第二号、二〇〇四年) 一一五—一三〇頁。
- (7) Breckinridge Long Diary, entry of March 30, 1920, Breckinridge Long Papers, Library of Congress. 引用文中の〔 〕内は、筆者による。以下同。
- (8) 三谷、前掲論文、一六七頁。
- (9) 本稿では「勢力圏外交」を、大隈内閣の二十一ヶ条要求や寺内内閣の西原借款交渉のように、単独で排他的な権益拡張や独自の地域秩序の構築を目指す外交ではなく、「列強(特に英露)との間での勢力範囲の相互尊重を基本的な枠組みとする外交政策」という意味で用いる。また以上の基本原則が、列強間に共有されている状態を「勢力圏外交秩序」とする(アメリカは列強ではあったが、この勢力圏外交秩序のフル・メンバーではなかった)。以上の定義にあたっては、以下の両書の「帝国主義外交」の説明を参照。入江昭『極東新秩序の模索』(原書房、一九六八年) 五十六頁。飯倉章『イエロー・ベリルの神話——帝国日本と「黄禍」の逆説』(彩流社、二〇〇四年) 第一章、特に二四—二五頁。

- (10) Robert Lansing to J. Jules Jusserand, the French Ambassador at Washington, 8 October 1918, *Papers Relating to the Foreign Relations of the United States, 1918* (Washington, D. C.: United States Government Printing Office, 1930), pp. 193-196. 石井菊次郎駐米大使より後藤新平外相へ一九一八年一〇月八日〔日本外文書〕大正七年第二冊上巻〔同省一九一九年〕二四七-二四九(二六一文書)。以下『外交』⑦一二上と略記。石井大使より後藤外相、同年一〇月二二日(同右二五〇-二五五頁(二六二文書))。
- (11) Lansing to R. D. Jesses Reading, the British Ambassador at Washington, 10 July 1918, *FRUS, 1918*, pp. 175-176. 以下 *FRUS* と略記。石井大使より後藤外相、一九一八年七月一四日、七月一六日〔『外文』⑦一二上〕二二二-二三三頁(二四〇文書)。Certain American Bankers to Lansing, 8 July 1918, *FRUS, 1918*, pp. 172-173.
- (12) アメリカ政府の通知をうけた日本政府は、まずアメリカ側の意図が旧借款団への復帰にあるのか否かを問い合わせている。後藤外相より石井大使、一九一八年七月一七日〔『外文』⑦一二上〕二二三-二三四頁(二四二文書)。
- (13) 「幣原外務次官 ランスフォード、ミラー氏会談」一九一八年八月七日(同右)二二二-二三三頁(二五一文書)。引用文中の「……」は筆者による略記。以下同じ。
- (14) 珍田捨己駐英大使より後藤外相、一九一八年八月一四日、八月一五日(同右)二二三-二三五頁(二五三文書)、二三七-二三八頁(二五五文書)。アメリカに対してもハルフォア外相が、実業借款の共同化に反対の意向を通知している。Arthur James Balfour to Walter Hines Page, the American Ambassador at London, 14 August 1918, *FRUS, 1918*, pp. 189-90. Carl P. Parrini, *Hear to Empire: United States Economic Diplomacy, 1916-1923* (University of Pittsburgh Press, 1969), pp. 17-178.
- (15) 酒井、前掲「新四国借款団と国際金融家」一一〇頁。なお、旧借款団のイギリス銀行団(香港上海銀行)とは異なって、イギリス外務省は後述するメカゴ銀行借款のようなアメリカの単独行動を、むしろ日本に対するカウンターバランスとして期待していた。Clarence B. Davis, *Partners and Rivals: Britain's Imperial Diplomacy concerning the United States and Japan in China, 1915-1922* (New York & London: Garland Publishing, Inc., 1987), pp. 297-298.
- (16) 日米経済提携をめぐる動きについては、前掲拙稿「対列強協調から対米協調へ」二二七-二四七頁。
- (17) Burton F. Beers, *Vain Endeavor: Robert Lansing's Attempts to End the American-Japanese Rivalry* (Durham, N. C.: Duke University Press, 1962), pp. 98-99; Pughach, *op. cit.*, pp. 225-232.
- (18) Beers, *op. cit.*, pp. 81-82. 山東の運河改修事業も日本との共同化を余儀なくされている。高橋勝浩「中国借款と日米提携——大運河改修を

めぐって」(『東洋季報』第八一卷第三号、一九九九年二月)三四六―三七三頁。

- (19) Beers, *op. cit.*, p. 74. 三谷、前掲論文、一六二頁。
- (20) Pugach, *op. cit.*, Chapter 11.
- (21) 酒井、前掲「新四国借款団と国際金融家」一一〇頁。イギリスは、中国政府に幣制改革の申し込みを取り下げるように説得を試みている。Beers, *op. cit.*, p. 143.
- (22) Lansing to Paul S. Reusch, 9 November 1917, *FRUS, 1917*, p. 153; Lansing to Page, 24 November 1917, *FRUS, 1917*, p. 159; Beers, *op. cit.*, p. 144; Page to Lansing, 1 January 1918, *FRUS, 1918*, pp. 137-138.
- (23) Lansing to William G. Sharp, the American Ambassador at Paris, 22 November 1917, *FRUS, 1917*, pp. 156-157. "Mutatis mutandis to the American Embassy at London"
- (24) Pugach, *op. cit.*, p. 236.
- (25) 湖広鉄道借款の沿革については、田村幸作『支那外債史論(外交時報社、一九三五年)一九九―二三五頁。三谷、前掲論文、一六一―一六一頁も参照。資金の目処が立たない英仏側は、アメリカ系企業に支援を求めていた。Davis, *op. cit.*, pp. 301-302.
- (26) Pugach, *op. cit.*, pp. 234-235.
- (27) Breckinridge Long to Lansing, 12 February 1918, 893.51/1894, cited in Pugach, *op. cit.*, pp. 235.
- (28) Lansing to William C. Redfield, the Secretary of Commerce, 11 January 1918, Long Papers, box 179.
- (29) Pugach, *op. cit.*, pp. 233-237.
- (30) William G. McAdoo, the Secretary of the Treasury, to Lansing, 21 January 1918, *FRUS, 1918*, p. 140-141.
- (31) 戦時体制による外政機関の「地盤沈下」は、日本外務省だけでなく、程度の差はあれ、多くの参戦国で普遍的に見られた現象であったと見えよう。
- (32) 自由公債の規模(約一〇〇億ドル＝二〇〇億円)を考えれば、西原借款と同程度(約一億五〇〇〇万円)の対華借款を行う力は、アメリカには十二分にあったはずである。自由公債以前に、モルガン商会が連合国のために用立てた資金に限っても、その総額は一五億ドル(三〇億円)を上回った。ロン・チャーナウ(青木榮一訳)『モルガン家―金融帝国の盛衰』上(日本経済新聞社、一九九三年)上、三二七頁。西原借款の総額については鈴木武雄「解題」同監修『西原借款資料研究』(東京大学出版会、一九七二年)五五七頁に依った。

- (33) Lansing to Redfield, 11 January 1918, 793, 94/662, DSNVA.
- (34) Long's Memorandum of Conversation with Mr. Strauss of the Treasury and War Trade Board, 22 January 1918, Long Papers, box 179, ストラウスの経歴のことば, *PWW*, Vol. 48, p. 519の注記を参照。
- (35) Long to Woodrow Wilson, 11 February 1918, Long Papers, box 179.
- (36) 西原の「煙酒公売制度改革」構想については、森川正則「寺内内閣期における西原亀三の対中国『援助』政策構想」『阪大法学』第五〇巻第五号、二〇〇一年一月、八一―八一九頁。
- (37) Lansing to Wilson, June 20 1918, *FRUS, 1918*, pp. 169-171; *PWW*, Vol. 48, pp. 371-374⁴⁴、Long Papers, box 179⁴⁵も所収。以下の記述は特に断らざる限り、このランシングの書簡に基づく。
- (38) Page to Lansing, 1 & 14 January 1918, *FRUS, 1918*, pp. 137-138, 140.
- (39) 西原の進める「日支貨幣混一併用」への中国側の抵抗や、外務省・大蔵省の反対のためである。森川、前掲論文、八三―八二四頁。日中間の為替取引で大きな利益を得ていた横浜正金銀行も、西原の構想には反対であった。酒井一臣、前掲「新四国借款団と国際金融家」一一四―一一七頁。
- (40) Wilson to Lansing, 21 June 1918, *FRUS, 1918*, p. 171; *PWW*, Vol. 48, p. 382⁴⁶も所収。
- (41) Enclosure III, A Draft of Letter by Breckinridge Long, 2 July 1918 [Washington], *PWW*, Vol. 48, pp. 519-520. なお、この書簡案の作成前に、銀行側の代表たちが一度ランシングに足を運び、ランシングおよびロンタと協議を行っていた。
- (42) Wilson to Lansing, the White House, 4 July 1918, *PWW*, Vol. 48, p. 517.
- (43) Reinsch to Wilson, Chicago, 31 August, 1918, *PWW*, Vol. 49, pp. 1の書簡は、一時帰国中のランシングが、対華借款問題にどうしてマイルンンと協議した内容を基にまとめたメモランダムへの補足として、ウァイルンンに送られたものである。Wilson to Lansing, the White House, 22 August 1918 & Enclosure, Memorandum on Chinese Finance by Reinsch, 14 August 1918, *PWW*, Vol. 49, pp. 310-311. 帰国中のランシングのことば, Pugach, *op. cit.*, pp. 250-252.
- (44) Daniel M. Smith, *Afemath of War: Bainbridge Colby and Wilson Diplomacy 1920-1921* (Philadelphia: American Philosophical Society, 1970), pp. 75-76⁴⁷同様の指摘を述べている。
- (45) Long diary, entry of 11 October 1918, Long Papers.

- (46) Lansing to the Secretary of Commerce [William C. Redfield], Jan. 11, 1918, personal and confidential, Long Papers, box 179.
- (47) ランシングは、国務省の原則を全て受け入れた内容を手放して称賛してゐる。Lansing to Wilson, Paris, 26 May 1919, *PIW*, Vol. 59, p. 514. 異小田切の経歴については、酒井、前掲「新四国借款団と国際金融家」一二三頁を参照。
- (48) 松井慶四郎駐仏大使より内田康哉外相、一九一九年五月三日（一八日接受）〔外文〕⑧（二一上）二四三―二三九頁。松井大使より内田外相、一九一九年五月一日（二〇日接受）〔五月一日巴里ニ於ケル四国銀行家会議ノ決議事項〕（同右）二三九―二四〇頁（二四四文書）。小林龍夫編『翠雨莊日記——伊藤家文書臨時外交調査委員会会議筆記等』（原書房、一九六六年）五一―九頁。以下、『翠雨莊日記』と略記。
- (49) George N. Cunzon, the British Acting Secretary of State for Foreign Affairs, to Joshua Butler Wright, the American Charge in London, 17 March 1919, *FRUS*, 1919, pp. 427, 467. このため「アメリカは列強がすでに確保していた勢力範囲の基幹的部分については、實際上黙認する」とを余儀なくされた」と指摘する研究もある。明石岩男『日中戦争についての歴史的考察』（思文閣出版、二〇〇七年）五五―五六頁、九九―一〇〇頁。各国銀行団が提供した個々の事業については、堀川武夫『極東国際政治史序説——二十一ヶ条要求の研究』（有斐閣、一九五八）三六―三六五頁。各国の勢力範囲については、井口和起『日露戦争の時代』（吉川弘文館、四五―四八頁）。
- (50) ただし、原の日記では閣議決定は二七日となっている。原奎一郎編『原敬日記』第五卷（福村出版、一九八一年）一九一九年五月二七日、一〇〇頁。以下巻数は⑤と略記する。
- (51) 内田外相より松井大使、一九一九年五月二〇日〔外文〕⑧（二一上）二四七頁（二四九文書）。
- (52) 前掲『翠雨莊日記』五二―五二四頁。前掲『原敬日記』⑤、一九一九年五月二九日、一〇一頁。内田外相より松井大使、一九一九年六月二日〔外文〕⑧（二一上）二六五―二六六頁。
- (53) 内田外相より松井大使、一九一九年五月二〇日（同右）二四九頁（二四九文書）。
- (54) 加藤陽子『満州事変から日中戦争へ』（岩波新書、二〇〇七年）三六―四八頁。外務省が具体例として列挙した「承認」の例は、内田外相より松井大使、「滿蒙除外に関する我主張の参考事項」、一九一九年五月二日〔外文〕⑧（二一上）二四九―二五〇頁（二四九文書）。
- (55) 加藤、前掲書、四八頁。
- (56) 幣原喜重郎外務次官より神野勝之助大藏次官、井上華之助正金銀行頭取、一九一八年十一月一日〔外文〕⑧（二一上）二五五―二六四頁（二六三文書）。
- (57) Davis, *op. cit.*, pp. 302-303, 310-313. 実業借款の包含が避けられなくなった後は、イギリス銀行団のメンバーシップ拡大を主張する外務省

- と、それに抵抗する香港上海銀行が対立してゐる。Ibid. pp. 313-319.
- (58) Davis, *op. cit.*, pp. 271-272, 303-305. シェーダグが駐華公使に就任したのは一九〇六年であり、一九二〇年まで一貫してその任にあった。なお、ラインシュも列強による中国の国際管理を構想していた。前掲拙稿、「ウィルソンと日本」一一頁。
- (59) 在北京速水篤次郎より門野重九郎大倉組副頭取「中国鉄道国際管理案ノ真相ト対中国日本利権ノ危機ニ付報告ノ件」一九一九年二月一日〔外文〕⑧(一一七)六二五-六二八(六一一文書)。
- (60) 陸相意見は、そのほかにシベリア鉄道問題への波及を強く懸念している。田中義一陸相より内田外相、一九一九年二月八日(同右)六一六-六一七頁(六〇五文書)。中島正武参謀本部第二部長より芳沢謙吉政務局長代理(参事官)支那鉄道ノ国際管理問題ニ就テ」一九一九年二月一日接受(支那鉄道国際管理問題一件「外務省記録173-96/アジ歴B04011004800」)。「参謀本部ノ意見ナリ」との書き込み有り。幣原、芳沢、小村などの閲覧サイン・印あり。
- (61) 小幡西吉駐華公使より内田外相、一九一九年三月一日〔外文〕⑧(一一七)六三三-六四四頁(六一八文書)。
- (62) 注及び同文の田中陸相より内田外相「西比利亞及支那ニ在ル諸鉄道ヲ国際問題トナスコトニ関スル件照会」一九一九年二月八日接受(支那鉄道国際管理問題一件「外務省記録173-96/アジ歴B04011004800」)。
- (63) 「意見書」一九一九年三月頃?〔支那政權雜纂〕第三卷「外務省記録112-77/アジ歴B03030279100」。「本意見書ハ芳沢参事官ヲ経テ大臣、次官ニ提出シ。小村の印あり。引用文中の傍点は、筆者による。以下同じ。最後の指摘は、在華イギリス人がペーカー案に好意的であるとす。小幡からの情報に基づいたものであろう。小幡公使より内田外相、一九一九年二月一日〔外文〕⑧(一一七)六一五-六一六頁(六〇四文書)。
- (64) ペーカー案の原文全文と、同じくペーカーが関係者に配布した概要(こちらの方がより具体的である)は、小幡公使より内田外相、一九一九年二月二日〔支那鉄道国際管理問題一件「外務省記録173-96/アジ歴B04011004800」の附属書類。幣原、芳沢、小村の花押有り。ペーカーの私案では、「中国における全ての鉄道投資は、日本、イギリス、フランス、合衆国の各一名の代表と適当な人数の中国人によって構成される受託委員会 Board of Trustees の監督下に置かれる」となっていた。概要二枚目の項目 a)。またペーカーは勢力範囲の撤廃による各国の中国における経済事業の相互依存化と、その多大な利益を盛んに強調している。
- (65) メイヤース案の原文全文は、小幡公使より内田外相「支那鉄道国際投資及管理ニ関スル件」一九一九年二月一日接受(支那鉄道国際管理問題一件「外務省記録173-96/アジ歴B04011004800」)の附属書類。各鉄道系には総支配人、技術主任、会計主任などそれぞれ六つ、あ

わけて七八の重要ポストがあり、各国への割り振りは英二二、米二〇、仏二六、日九、ベルギー九、露二であった。ちなみに山東、満州ともに会計主任はイギリス人であり、逆に日本人が会計主任の鉄道系は一つもない。

(66) 第一課の栗野昇太郎起草と思われる覚書、日付不明(一九一九年三月頃か)〔支那鉄道国際管理問題一件〕「外務省記録17396/アジ歴B04011004800)。栗野が同意を取り付けたのは、森俊六郎理財(金融)局長と富田勇太郎同局国庫課長。

(67) 政務局第一課「新借款団組織ニ関スル米国政府ノ提議ニ就テ」一九一九年八月頃?〔「外文」⑦(二一上)二四三頁(二五六文書)。

(68) 正しくは、「南滿州及東部内蒙古に於ける鉄道又は各種税課に対する借款に関する交換公文」一九一五年五月二五日〔「主要文書」上〕四一〇頁。

(69) 政務局第一課「勢力範囲撤廃ニ関スル研究」(調書)一九二〇年九月、(松本記録242-20.1.1/アジ歴B06150723200)七頁。当該部分は「講和会議以前ノ起草ニ係リ」との説明あり。一九一八年一月頃と思われる。

(70) 小林道彦「高橋是清『東亜經濟力樹立ニ関スル意見』と井上準之助」〔北九州市立大学法政論集〕第二九卷一・二号〔二〇〇一年一〇月〕八一―二三頁。一九一九年二月一七日の井上の意見書は、滿蒙の除外を求めている。井上日銀総裁より芳澤謙吉政務局長、一九一九年一月一七日〔「外文」⑧(二一上)一九九二〇〇頁(二〇九文書)。

(71) 永井松三駐英臨時代理大使より内田外相、一九一九年三月二二(同右)二二―二三頁(二一八文書)。同、三月二八日(同右)二二―二四頁(二二〇文書)。

(72) 永井代理大使より内田外相、一九一九年二月一八日〔支那鉄道国際管理問題一件〕「外務省記録17396/アジ歴B04011004800)。幣原、芳澤、武者小路、小村の閲覧サイン有り。

(73) なお、外務省は、条約上の優先権も新借款団への譲渡対象に含まれるとの回答を事前にイギリス外務省から得ながらあえて無視しており、この両論併記が対英関係を慮つての措置ではなかったことは明らかである。永井臨時代理大使より内田外相、一九一九年四月一八日〔「外文」⑧(二一上)二二六頁(二三四文書)。

(74) 高橋是清蔵相より内田外相、一九一九年五月二〇日(同右)二四四―二四五頁(二四七文書)。そのほかに積極賛成の理由として、「欧米ノ資本的勢力ヲ大局上我ニ有利ナル方向ニ導ク」と、日本の利害ばかり強調していた前文部分も、「東洋ノ平和及彼我ノ公益ニ資スル方向ニ導ク」と、より一般的な表現に変更するように大蔵省は要求し、外務省に採用されている。

(75) 高橋是清「内外国策私見」一九一九年九月稿(小川平吉文書研究会他編『小川平吉関係文書』2「みすず書房、一九七三年」)一三八頁。

- (76) 在仏松井大使より内田外相、一九一九年六月二一日〔『外文』⑧二一上〕二八二頁(二七八文書)。永井臨時代理大使より内田外相、同年同月一七日(同右)二八七—二八八(二八七文書)。ラモントは、アメリカ政府の見解については確認を要すると明言はしていない。
- (77) “I wish draw your attention to a note from the Secretary of State to the Japanese Ambassador, dated Washington, 211, 1917.” 永井臨時代理大使より内田外相、一九一九年六月二〇日(同右)二九〇—二九一頁(二九〇文書)。この書面に対するラモントの反応は、松井大使より内田外相、一九一九年六月二九日(同右)三〇一—三〇二頁(二九九文書)。ラモントは、バルフォア外相でさえ「満蒙除外には反対しつつある」と語ったと云う。
- (78) 松井大使より内田外相、一九一九年六月二一日(同右)二八二頁(二七八文書)。永井臨時代理大使より内田外相(同上)二八三頁(二八一文書)。
- (79) 正式の外相就任は一九一九年一〇月二四日である。カーゾン外相期のイギリス外交については、G. H. Bennett, *British Foreign Policy during the Curzon Period, 1919-24* (London: St. Martin's Press, 1995)。
- (80) Davis, *op. cit.*, Chapter VI.
- (81) Wright to William Greatfall MaxMuller, Clerk of Far Eastern Department of Foring Office, 14 July 1919 (Received 15 July), London, E. L. Woodward and Rohan Butler, (ed.), *Documents on British Foreign Policy, 1919-1939, First Series*, Vol. VI (London: Her Majesty's Office, 1966), p. 608. 以下、*DBFP*と略記。MaxMuller to Wright, London, 17 July 1919, *ibid.*, p. 609.
- (82) Curzon to Beiby Francis Alston, 18 July 1919, Ann Trotter (eds.), *British Documents on Foreign Affairs: Reports and Papers from the Foreign Office Confidential Print, Part II, From the First to the Second World War, Series E, ASIA, 1914-1939, Vol. 2* (Bethesda: University Publications of America, 1991), pp. 288-291, Doc. 297. 以下、*BDFA*と略記。
- (83) 珍田大使より内田外相、一九一九年七月二四日(七月三一日接交)〔『外文』⑧二一上〕三三〇頁(三〇九文書)。以下の珍田・カーゾン会談の記述は、特に断らない限り、この資料と注(82)による。
- (84) なお、一九二二年九月二日の日本の閣議決定で、青島税関が中国の税制度の一部であることが、確認されている。清水秀子「山東問題」〔『国際政治』第五六号、一九七六年〕一一六頁。
- (85) Curzon to Alston, 11 August 1919, *BDFA, Series E, Vol. 2*, pp. 307-308, Doc. 308.
- (86) Curzon to Alston, 22 July 1919, *BDFA, Series E, Vol. 2*, pp. 305-308, Doc. 307.

- (87) その発言は、日本の中国政策に対する「不利な評決」"adverse verdict"であったと、珍田はカーゾンに不満を述べている。 *ibid.*, p. 304, Doc. 307.
- (88) 出淵臨時代理大使より内田外相、一九一九年六月二十九日〔外文〕⑧(一七) 二九七—三〇一頁。なお、本電報の到着は、後半部分が六月三十日に接受されたものの、前半部分は七月一五日であった。
- (89) 中村正金〔東京支店?〕副支配人より内田外相、一九一九年七月二日(同右) 三一一—三一二頁(三〇一—文書)。
- (90) 梶原伸治正金銀行頭取等より内田外相及び高橋蔵相、一九一九年八月一六日(同右) 三四七頁(三三三〇—文書)。巽孝之丞正金ロンドン支店長より梶原横浜正金頭取、一九一九年六月一六日〔対支借款団関係〕第三卷「外務省記録」7:1-23/Aジ歴B040108591001)。内田、幣原の閲覽印・花押あり。
- (91) John W. Davis to Frank Lyon Polk, London, 18 June 1919, London, *FRUS, 1919, Vol.1, p. 452*.
- (92) 出淵臨時代理大使より内田外相、一九一九年七月二日〔外文〕⑧(一七) 三三二—三三三頁(三四—文書)。
- (93) 前掲『原敬日記』⑤、一九一九年八月五日、二二六頁。
- (94) 「閣議案(廢案)」日付不明〔対支新借款団関係〕第四卷「外務省記録」7:1-23/Aジ歴B040108596001)。この閣議案では以上の文句に続いて、乙案が記述されている。
- (95) 前掲『翠雨莊日記』六〇六—六〇九頁。
- (96) 同右、六一〇頁。
- (97) 八月一三日の外交調査会では、特に石井・ランシング協定を筆頭に、外務省のいう「承認」の内容をいちいち読み上げて、それがいかに不確かなものであったか逐一指摘している。前掲『翠雨莊日記』六一九—二二六頁。加藤、前掲書、四七四—四八頁。
- (98) 平野健一郎「西原借款から新四国借款団へ」(細谷千博、斎藤真編『ワシントン体制と日米関係』東京大学出版会、一九七八年) 三〇—三二五頁。加藤、前掲書、三六—四八頁。なお平野が「日本政府」を主語として説明している政策態度のほとんどは、実際には伊東に限られたものである。
- (99) 前掲『原敬日記』⑤、一九一九年八月七日、二二七頁。
- (100) 前掲『翠雨莊日記』六一—頁。
- (101) 前掲『翠雨莊日記』六一—六二頁。

- (102) 前掲『翠雨莊日記』六一三六一四頁。さらに八月一日には、対露政策の文脈で、滿蒙の重要性を説く文書を配布し、「至急閲覽」を求めている。同書、七五八上六六三頁。特に六五九頁。
- (103) 前掲『翠雨莊日記』六一二頁。八月三日の外交調査会でも同様の発言を行っている、同書、六二八頁。
- (104) 以下の『原敬日記』の記述は、大戦後の原の国際政治観を表すものとしてよく引用されている。「世界は英米勢力の支配となりたるが、東洋に於ては之に日本を加ふ。日本が英に傾くと米に傾くとは彼等に取りても重大なる事件なれば、「日本は」云はば引張風となるの感あり。而して我国は毎々云ふ通り日英米の協調を必要とするに因り、此の傾向に乗じて相当の処置を要す」。前掲『原敬日記』⑤、一九一九年六月一九日、一〇九頁。例えば川田稔『原敬 転換期の構想——国際社会と日本』(采来社、一九九五年) 一五〇頁。
- (105) 前掲『翠雨莊日記』六一三頁。内田外相より珍田大使、一九一九年八月一日(『外文』⑧上) 三四六上三四七頁(三二八文書)。
- (106) 内田外相より松井大使、一九一九年八月二六日(同右) 三五九頁(三四七文書)。
- (107) 内田外相より珍田大使、一九一九年八月一日(同右) 三四三三四四頁(三二六文書)。
- (108) 「八月一日附英国外務省ヨリ在英国日本大使館宛覚書」(同右) 三三九三四三頁(三二五文書)。概要の報告は、永井臨時代理大使より内田外相、一九一九年八月二日發、一七日接受(同上) 三三〇上三三一頁(三二二文書)。
- (109) 在仏松井大使より内田外相、一九一九年八月二日(同右) 三五一一三五二頁(三三六文書)。
- (110) 永井臨時代理大使より内田外相、一九一九年八月二日(同右) 三五四頁(三三九文書)。出淵臨時代理大使より内田外相、一九一九年八月二二日(同上) 三五四上三五五頁(三四〇文書)。
- (111) 前掲『原敬日記』⑤、一九一九年八月二六日、一三四頁。
- (112) 前掲『翠雨莊日記』六五四上六五七頁。なお、外交調査会の決定に反するとして、この文言を削ったのは伊東であり、代わりに原の趣旨により相応しいとして以下の一節を追加させている。「新借款団ノ班ヲ脱シテ列國トノ協調ニ背クノ不利ヲ憂ルガ故ニ、任国政府トノ折衝ニ當リテハ細心専念余地ヲ遺スコトヲ努メ……破談ノ場合ニハ最後ノ電訓ヲ請ハレタシ」。同書、六五七頁。実際の説明方法についての「訓示」は、内田外相より珍田大使、一九一九年八月一日(『外文』⑧上) 三四四上三四六頁(三二七文書)。
- (113) 内田外相より松井大使、一九一九年八月二六日(同右) 三五七上三五八頁(三四四文書)。
- (114) 内田外相より永井臨時代理大使、一九一九年八月二九日(同右) 三六三上三四四頁(三五二文書)。
- (115) 出淵臨時代理大使より内田外相、一九一九年八月二八日(同右) 三六九上三六二頁(三五〇文書)。

- (116) 珍田大使より内田外相、一九一九年九月二日(同右)三六七一三六九頁(三五七文書)。
- (117) 前掲『翠雨莊日記』六六八―六七二頁。
- (118) Office of the Third Assistant Secretary [Long], Memorandum of Conversation with Japanese Charge d'Affaires [出淵], August 27, 1919, 893.51/2414, DSNÄ, Sadao Asada, "Japan and the United States, 1915-25," (Ph. D. dissertation, Yale University, 1962), pp. 92-94.
- (119) Polk to Hugh Campbell Wallace, the American Ambassador at Paris, 31 May 1919, *FRUS, 1919*, Vol. 1, p. 438.
- (120) D. H. Marshall to Long, 20 May 1919, Paris, Long Papers, box 180.
- (121) Long Diary, entries of June 23, July 1 & 9, 1919, Long Papers.
- (122) Polk to Lansing [drafted by Long], 9 July 1919, 893.51/2307a, DSNÄ.
- (123) Marshall to Long, Paris, 21 June 1919, Long Papers, box 180; Long Diary, entry of June 26, 1919, Long Papers; Polk to Wallace, 26 June 1919, *FRUS, 1919*, Vol. 1, p. 459.
- (124) Marshall to Long, Paris, 21 June 1919, Long Papers, box 180.
- (125) Long to Thomas W. Lamont, 1 August 1919, Long Papers, box 180.
- (126) Wallace to Polk, Paris, 24 July 1919, *FRUS, 1919*, Vol. 1, p. 470.
- (127) Polk to Lansing [drafted by Long], 9 July 1919, 893.51/2307a, DSNÄ.
- (128) The Department State to the Japanese Embassy, 31 July 1919, *FRUS, 1919*, Vol. 1, pp. 471-473; Davis to Lansing, London, 14 August 1919, *FRUS, 1919*, Vol. 1, pp. 476-478; Wallace to Lansing, Paris, 20 & 26 August 1919, *FRUS, 1919*, Vol. 1, p. 478-480.
- (129) State Department memo, August 20, 1919, 893.51/2371, DSNÄ; Lansing to Davis, 27 August 1919, *FRUS, 1919*, Vol. 1, pp. 480-481; Lansing to Reinsch, 27 August 1919, *ibid.*, pp. 481-482. 中国への打診¹⁴⁾、日本への直接交渉を警戒したためである。
- (130) Davis to Lansing, London, 4 September, 1919, *FRUS, 1919*, Vol. 1, p. 482-483. なお、フランス政府も、松井大使から受けた「留保」要求を、日本政府の態度緩和を示すものとして高評価していた。
- (131) 確かに、米英仏の賛同を前提に、具体的な検討は行っていた。北京政府への単独借款をめぐる原内閣の動きについては、白井勝美『日本と中国——大正時代』(原書房、一九七二年)一六九―一七一頁。関静雄『日本外交の基軸と展開』(ミネルヴァ書房、一九九〇年)二二八―二二九頁。

- (132) 珍田大使より内田外相へ、一九一九年九月六日〔外文〕⑧(一一上) 三六九—三七二頁(三五八文書)。
- (133) Davis to Lansing, London, 2 October 1919, *FRUS, 1919*, Vol. 1, pp. 491—492.
- (134) Curzon to Alston, 1 September 1919, Doc. .
- (135) Alston to John Anthony Cecil Tilley, Assistant Under Secretary for State, 7 October 1919, Tokyo, *BDFP, Series E*, Vol. 2, pp. 331—334, Doc. 321.
- (136) なお、ウィングフィールドは、その後に書かれたオルストンの意見書をみて、日米英による何らかの了解の達成に役立つのであれば、それまでの間、日英同盟を「ほうにかしつゝ維持すべきである」との意見を付記している。Memorandum by C. Wingfield, 5 September 1919, *BDFP, Series E*, Vol. 2, pp. 334—336, Doc. 322.
- (137) ハリ講和会議後の連盟問題をもぐる複雑な米英関係にこころは、Michael G. Flynn, *Illusion of Security: North Atlantic Diplomacy 1918—22* (Toronto & Buffalo: University of Toronto Press, 1972), Chapter 1; B. J. C. Mckercher, "Introduction," in Mckercher (eds.), *Anglo-American Relations in the 1920s: The Struggle for Supremacy* (Alberta, Canada: The University of Alberta Press, 1990), pp. 1—16, pp. 1—9; George W. Egerton, "Ideology, Diplomacy, and International Organization: Wilsonism and the League of Nations in Anglo-American Relations, 1918—1920," in *ibid.*, pp. 17—51.
- (138) Asada, op. cit., pp. 95—97.
- (139) Lansing to Davis, 11 October 1919, *FRUS, 1919*, Vol. 1, pp. 493—496.
- (140) *Ibid.*, p. 496.
- (141) The Department State to the Japanese Embassy, 28 October 1919, *FRUS, 1919*, Vol. 1, pp. 497—499.
- (142) 八月二七日の対米通告を担当した出淵は、そのときのロンドンの反応を伝えていなる。正式の返答を待つことがためであらう。
- (143) 例えは、Reinsch to Polk, 28 June 1919, *FRUS, 1919*, Vol. 1, p. 512; John V. A. MacMurray to Long, Sept. 9, 1919, Long Papers, box 180. ただし、インシュは、小幡からみかけられた日米共同借款にも、事態の打開に有利と見做して、かなり前向きな姿勢を見せている。Reinsch to Lansing, 31 July 1919, *ibid.*, p. 517.
- (144) Lansing to Reinsch, 4 September 1919, *FRUS, 1919*, Vol. 1, p. 522.
- (145) Lansing to John J. Abbott, the Vice President of Chicago Bank, 21 October 1919, *ibid.*, p. 525—526.
- (146) 北京政府は、当初は塩税余剰金(塩余)とされていた担保を、物品税に変更することを申し出てきた。当時の海關制度、塩税制度の実態

については、岡本隆司『近代中国と海関』(名古屋大学出版会、一九九九年)が詳しい。中国銀行界の発達については、明石、前掲書、七三―七八頁。

- (147) 珍田大使より内田外相、一九一九年二月十七日(『外文』⑧(二上)三八〇―三八二頁(三六四文書))。Jusserand to Lansing, Washington, 22 December 1919, *FRUS, 1919*, Vol. 1, pp. 551-552.
- (148) Lansing to Charis D. Tenney, the Charge in China, 10 December 1919, *FRUS, 1919*, Vol. 1, p. 546; Takeshi Matsuda, "Woodrow Wilson's Dollar Diplomacy in the Far East: The New Chinese Cosortium, 1917-1921," (Ph. D. dissertation, University of Wisconsin, 1979), pp. 312-313.参照。
- (149) Lansing to Tenney, 4 December 1919, *FRUS, 1919*, Vol. 1, p. 544.
- (150) なお、P.D.C借款の権利は、その後新四国借款団に引き継がれた。
- (151) Beers, *op. cit.*, p. 177.
- (152) The British Embassy to the Department of State, 29 October 1919, *FRUS, 1919*, Vol. 1, p. 499. Davis, *op. cit.*, pp. 323-329.
- (153) Long to Lamont, 20 Dec 1919, Thomas W. Lamont papers, box 185-15 (Baker Library, Harvard University, Cambridge, Mass); 3A/BL/BMD [presumably written by Long] to Lamont, 20 December 1919, Long Papers, box 180. 後者は草稿と思われ。
- (154) かなり怪しげな情報であったが、不安定な国内をまとめるために、日本が軍事的冒険を試みる計画をロンギは真剣に心配している。Long Diary, entry of November 28, 1919, Long Papers.
- (155) Lamont to Edward M. House, 13 February 1920, en route, Long Papers, box 184-23; Lansing to Roland S. Morris, 7 February 1920, *FRUS, 1920*, Vol. 1, p. 497.
- (156) Polk to Morris, 28 February 1920, *FRUS, 1920*, Vol. 1, pp. 497-499.
- (157) Long to Morris, Washington, 6 February 1920, Roland Morris Papers, general correspondence, box3 (Library of Congress, Washington D. C.).
- (158) *ibid.*
- (159) 「国際金融家」としてのロギンターのバーンナリライと活躍については、Warren I. Cohen, *The Chinese Connection: Roger S. Greene, Thomas W. Lamont, Geroge E. Sokolsky and American-East Asian Relations* (New York: Columbia University Press, 1978), pp. 41-70; Edward M. Lamont, *The Ambassador from Wall Street: The Story of Thomas W. Lamont, J. P. Morgan's Chief Executive* (Lanham, Maryland: Madison Books, 1994). Edward E. Lamont 556-561の添。

- (160) Polk to Morris, 28 February 1920, *FRUS, 1920*, Vol. 1, p. 499.
- (161) Long to Morris, 6 February 1920, Morris Papers, general correspondence, box3.
- (162) 前掲『原敬日記』⑤、一九二〇年一月三日、二〇二頁。前掲『翠雨莊日記』七五六頁。
- (163) Polk to Davis, 6 March 1920, *FRUS, 1920*, Vol. 1, p. 504.
- (164) 内田外相より珍田大使、一九一九年二月二七日〔外文〕⑨(二一七)一九三、一九五頁(一五八文書)。
- (165) 内田外相より珍田大使、一九一九年二月一七日〔外文〕⑧(二一七)三八一頁(三六四文書)。同「日本ノ無留保加入ト国防ニ関スルカーソンノ提言」一九一九年二月一七日(同右)三八二頁(三六四文書)。在日イギリス大使館より日本外務省、一九二〇年一月二日〔外文〕⑨(二一上)一八八―一八九(一五五文書)。
- (166) 珍田大使より内田外相、一九一九年一月二〇日(同右)三七六―三七七頁(三六二文書)。
- (167) Polk to the American Embassy of London (from MacMurray for Wright), 6 March 1920, 893.51/2705a, DSNA.
- (168) Long's memo, 9 March 1920, Long Papers, box 183.
- (169) Polk to Wilson, 9 March 1920, 893.51/2856a, DSNA.
- (170) Polk to Morris, 11 March 1920, 893.51/2856b, DSNA.
- (171) Lamont's visit to Japan, undated, Lamont Papers, box 183-8. 山根とS接触のご事情、Thomas W. Lamont, *Across the World Frontiers* (New York: Harcourt, Brace and Company, 1951), pp. 258-259.
- (172) From TWL's private diary, undated, Lamont Papers, box 162-2.
- (173) American Embassy at Tokyo to State Department, Telegram No. 238 of May 14, 1920 (from Lamont to State Department and American Group), Lamont Papers, box 185-22; Thomas W. Lamont, *op. cit.*, p. 232.
- (174) 通常、この一節は、イギリスが自国の既得権益を保持するためにアメリカに認めさせたと解釈されている。代表的なのは、明石、前掲書、九九―一〇〇頁。
- (175) 井上日銀総裁より内田外相、一九一九年三月五日〔外文〕⑨(二一上)二〇七―二二三頁(一六四文書)。
- (176) モリスも、リベラルな銀行なの主張に動かされた日本政府がアメリカの立場に接近しつつあることを本国政府に強調し、ラモントの「対内交渉」を助けてくる。Morris to Polk, 8 March 1920, *FRUS, 1920*, Vol. 1, p. 506.

- (177) 井上日銀総裁より内田外相、一九一九年三月一〇日『外文』⑨(一上)二二八―三〇頁(一六七文書)。
- (178) 「米國銀行団ニ対スル日本銀行団ヨリノ通告書案」(同右)二二八―三二九頁(一六七文書)。
- (179) 「日本銀行団ヨリノ書信ニ対スル米國銀行団ノ承認案」(同右)二二九―三三〇頁(一六八文書)。
- (180) 珍田との会談でカーソンは、南滿州はともかく、東内蒙古は日本の勢力圏と認めた記録・記憶がないと主張していた。Curzon to Alston, Foreign Office, 1 September 1919, *BDFPA, Series F*, Vol. 2, pp. 322-323, Doc. 313.
- (181) Morris to Polk, 11 March 1920, *FRUS, 1920*, Vol. 1, pp. 508-509.
- (182) Lamont to John Pierpont Morgan, Jr, 20 March 1920, Lamont Papers, box 185-19, Edward M. Lamont, *op. cit.*, p. 158.
- (183) 幣原喜重郎駐米大使より内田外相、一九二〇年三月一七日『外文』⑨(一上)三三〇―三四頁(一六八文書)。珍田大使より内田外相、一九二〇年三月二一日(同右)三三七―三四頁(一七三文書)。
- (184) 前掲『原敬日記』三三五頁
- (185) Morris to Bainbridge Colby, 26 March 1920, *FRUS, 1920*, Vol. 1, pp. 519-521; Cloby to Wright, 30 March 1920, *FRUS, 1920*, Vol. 1, pp. 521-522; 内田外相より幣原大使、一九一九年三月三〇日『外文』⑨(一上)二五三―二五五頁(一七八文書)。Edward M. Lamont, *op. cit.*, pp. 158-159.
- (186) Asada, *op. cit.*, p. 106.
- (187) Lamont to Morgan, 26 March 1920, Lamont Papers, box 185-19; Lamont to Morgan, 27 March 1920, Lamont Papers, box 185-19; Morris to Colby, 30 March 1920, 893.51/2743, DSN.A.
- (188) Long Diary, entry of March 30, 1920, Long Papers.
- (189) 前掲『原敬日記』⑤一九二〇年三月二六日、三三三―三三六頁。
- (190) American Embassy at Tokyo to State Department, Telegram No. 238 of May 14, 1920 (From Lamont to State Department and American Group), Lamont papers, box 185-22.
- (191) Alston to Curzon, Tokyo, 1 April [1 March] 1920, *DBFP, First Series*, Vol. IV, p. 1073.
- (192) 新借款団規約第四条では、出資を望まない銀行団が出た場合、そのほかの銀行団だけで事業を推進できることが規定されていた(よってイギリスが洩熱線の建設に拒否権を行使することはできな)。)

- (193) 『原敬日記』⑤、一九二〇年五月四日、二三五―三六頁。
- (194) 白井、前掲書、一七一頁。加藤、前掲書、五〇―五一頁。
- (195) 「支那に於ケル勢力範囲撤廃問題ノ研究」(「國際連盟第一回準備委員會議書」第二卷「外務省記録2475/AJZ歴B06150893200」) 一二頁。
- (196) 参謀本部第二部「新借款団成立ト帝國ノ対策」(「対支借款団關係」第七卷「外務省記録171123/B04010861600」)。
- (197) 麻田貞雄『両大戦間の日米關係ノ海軍と政策決定過程』(東京大学出版会、一九九二年) 二二八―三三頁。
- (198) 内田外相より幣原大使、一九二〇五月二日『外文』⑨(上) 二九八―三〇〇頁(二二六文書)。「対華借款団に関する梶原ラモント往復書簡」(前掲『主要文書』) 五一―五二頁。
- (199) それどころか、中国を訪問したラモントは、大規模な学生ストライキや、激しい反新借款団報道に遭遇さえしている。明石、前掲書、六一―七三頁。なお、反新借款団報道の原因を、日本の「軍閥」によるメディア操作だと考えたラモントは、怒り心頭に発して、三国借款団の結成を主張して、モルガンら本国のアメリカ銀行団の幹部にたしなめられてくる。Coby to Tenney, [from Morgan and Company for American Group to Lamont], 22 April 1920, *FRUS, 1920*, Vol. 1, pp. 533-534; Edward M. Lamont, *op. cit.*, pp. 159-170.
- (20) 三谷、前掲論文、一七一頁。酒井一臣、前掲「新國際借款団と國際金融家」 一三二―一三三頁。
- (201) A Memorandum [presumably written by Long], undated, Ray Stannard Baker Papers, Series 1, box 42, Long file (Library of Congress).
- (202) 三谷、前掲書、三三二―三三八頁。川田、前掲書、一三〇―一三九頁。前掲拙稿、「ウィルソンと日本」八九―九〇頁。

*本稿で使用したすべてのアメリカの未公刊史料は、麻田貞雄同志社大学名誉教授からご提供いただいたものである。

*外交交渉中の発言を記録している日本側の資料を引用する場合、基本的に口語体に置き換えた。ただし、表現上の判断でそのまま使用した場合もある。また漢字は新字体とし、適時句読点、濁音符を加えた。